

平成 27 事業年度に係る業務の実績及び第 2 期中期目標期間に係る 業務の実績に関する報告書

平成 28 年 6 月

国立大学法人
上越教育大学

○ 大学の概要

(1) 現況

①大学名

国立大学法人上越教育大学

②所在地

新潟県上越市

③役員の状況

学長名 若井 彌一（平成 21 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）
佐藤 芳徳（平成 25 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

理事数 3 人

監事数 2 人

④学部等の構成

学校教育学部

大学院学校教育研究科

附属幼稚園

附属小学校

附属中学校

⑤学生数及び教職員数

※（ ）は留学生数で内数

学生数（学校教育学部） 6 8 3 人（ 0 人）

学生数（大学院学校教育研究科） 6 0 3 人（ 1 1 人）

園児数（附属幼稚園） 4 6 人

児童数（附属小学校） 4 3 1 人

生徒数（附属中学校） 3 6 4 人

教員数 1 9 9 人

職員数 1 0 0 人

(2) 大学の基本的な目標等

本学は、新構想の教育大学として設立された創設の趣旨を踏まえ、かつ、大学憲章で示されている本学の基本的使命と目標の実現に向けて、大学院を中心とした学校教育における高度専門職業人養成を基軸に、第二期中期目標として、次の主要目標を掲げる。

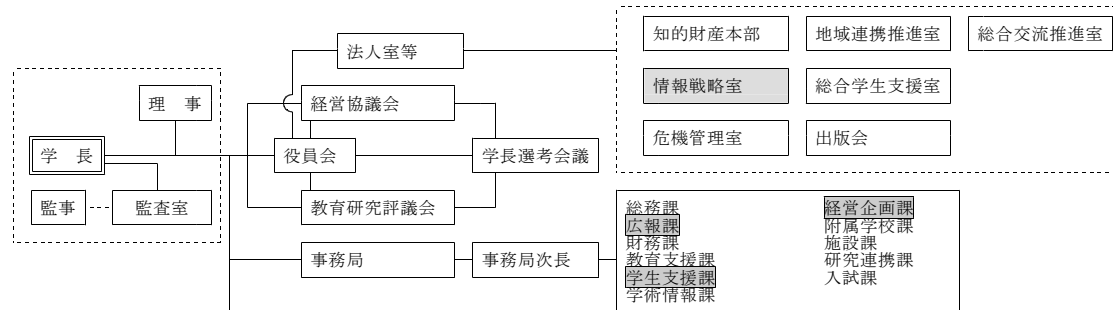
- ① 確実に教職への道を達成できる広域全国型大学としての期待に応える教育指導の更なる充実と修学条件の整備
- ② 時代的・政策的課題である大学院（修士課程及び専門職学位課程）レベルでの教員養成と再教育の先導的取組
- ③ 学校教育や地域文化等に関する全国的及び地域的重要課題への積極的取組
- ④ 国際的視野をもった学校教育に関する共同研究の推進
- ⑤ 研究の活性化の組織的取組と若手研究者の育成
- ⑥ 教育研究成果の積極的公開等の奨励方策による教育系拠点大学としての地歩の向上確立
- ⑦ 人権及び男女共同参画の尊重と個性活用による教職員の使命達成意欲の向上と組織活性化の取組

(3) 大学の機構図

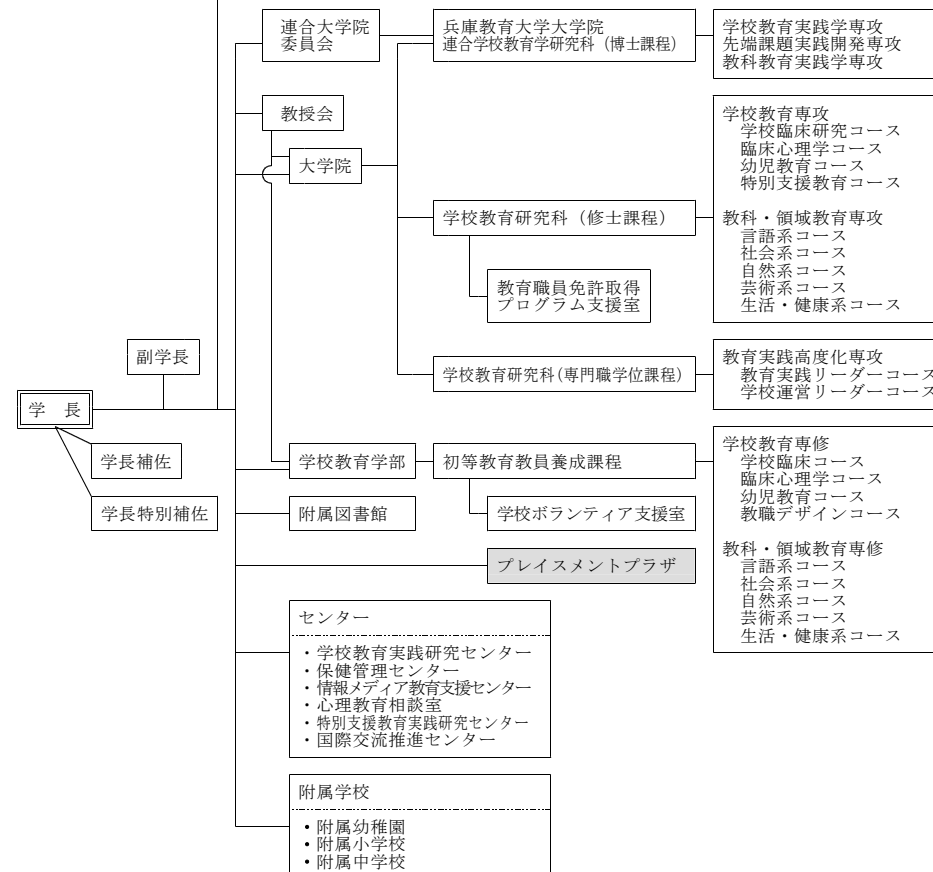
※網掛けは、前年度から変更のあった組織。

平成 27 年度

【法人組織】

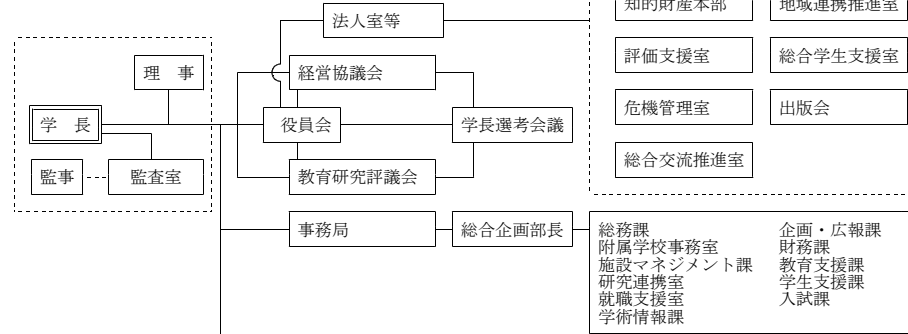


【教育研究組織】

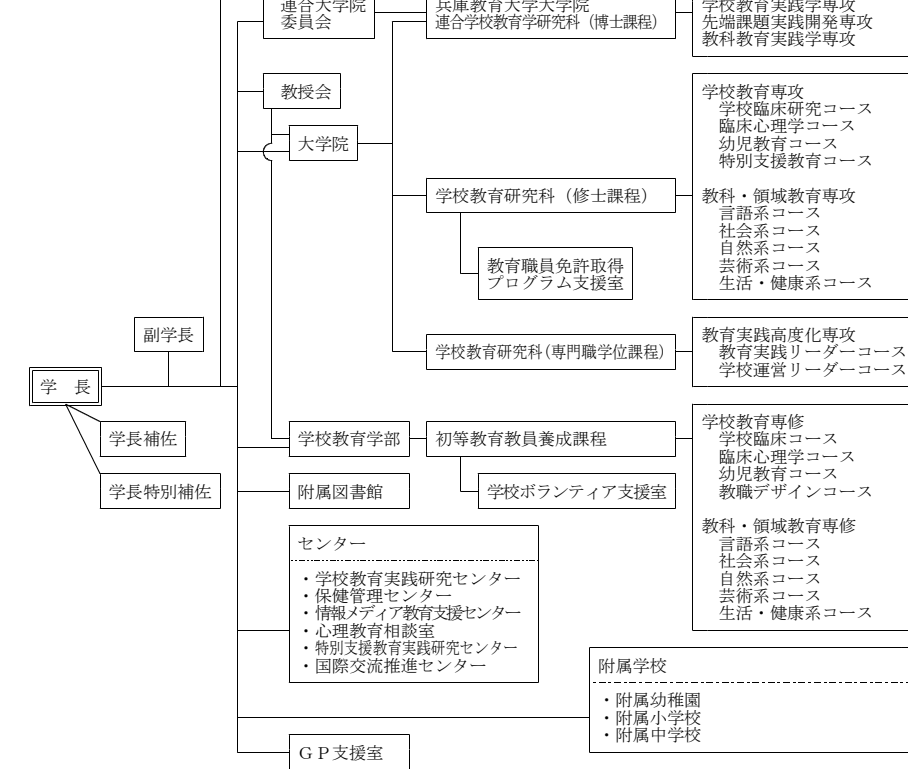


平成 26 年度

【法人組織】

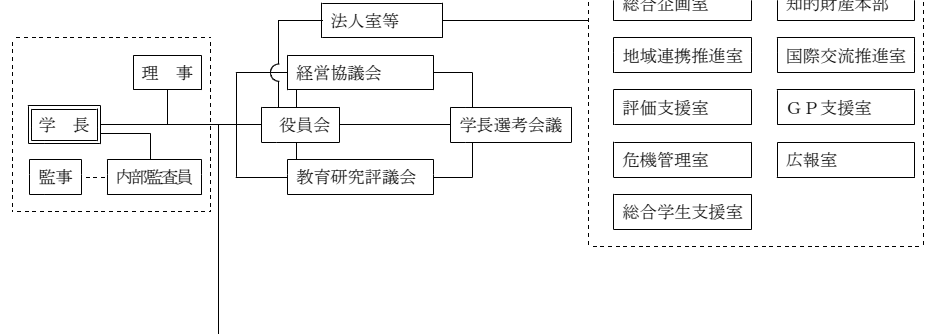


【教育研究組織】

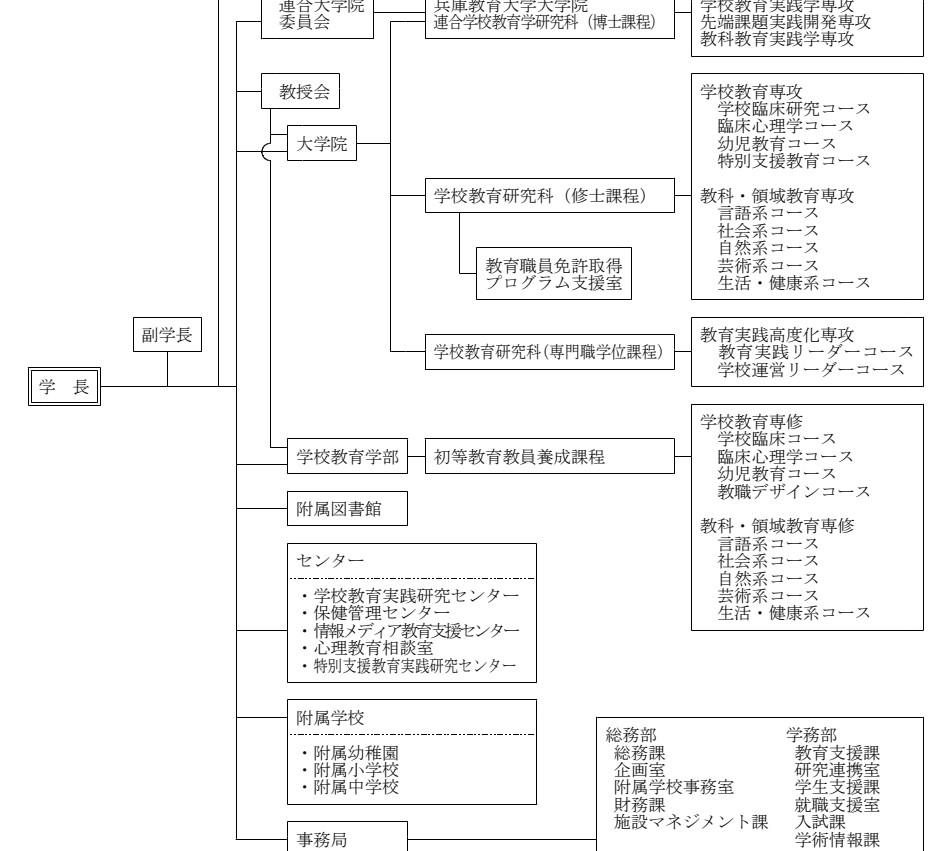


平成 21 年度

【法人組織】



【教育研究組織】



○ 全体的な状況

上越教育大学は、現職の教員に研究・研鑽の機会を提供するため、大学院に重点を置く「新構想の教育大学」として設立された趣旨に基づき、学校教育に密接に関連した理論的・実践的な教育研究を推進し、教育者としての「使命感」・「人間愛」・「創造力」を有する教員を養成することを目的とする。教育研究組織は、連合博士課程、修士課程、専門職学位課程及び学士課程で構成されており、学校教育に係る全ての教科はもとより、幼児教育、特別支援教育等を含む教員養成大学として、それぞれの課程・領域で得られた知見・成果を踏まえ、教育委員会等との連携により、教員養成の質的転換と研修機能の機能強化を目指している。

第二期中期目標期間においては、次の7つの主要目標を掲げ、学長のリーダーシップの下、大学改革に向けた取組を推進した。

- ①教育指導の更なる充実と修学条件の整備
- ②大学院レベルでの教員養成と再教育の先導的取組
- ③学校教育や地域文化等に関する重要課題への積極的取組
- ④国際的視野をもった学校教育に関する共同研究の推進
- ⑤研究の活性化の組織的取組と若手研究者の育成
- ⑥教育研究成果の積極的公開等による教育系拠点大学としての地歩の向上確立
- ⑦人権及び男女共同参画の尊重と教職員の使命達成意欲の向上及び組織活性化

以下に、平成 22～27 年度の6年間における本学の主要な取組と成果について記載する。

1. 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育

①教育内容及び教育の成果に関する取組

【平成 22～26 事業年度】

< 学士課程 >

- ・教員養成系大学では、教科専門と教科教育を架橋する教育研究領域の確立が課題となっている。そのため、平成 22～23 年度に文部科学省先導的の大学改革推進委託事業として「教科専門と教科教育を架橋する教育研究領域に関する調査研究」に取り組み、10 教科の教科内容学の構成案を作成した。この成果を優れた実践力を備えた学校教員の養成につなげるため、平成 26 年度の試行を経て、平成 27 年度入学者から「教科内容構成に関する科目」として 10 教科及び道徳に関する各授業科目を開設し、教科専門と教科教育を架橋する先進的な教育をカリキュラムとして体系化した。
- ・学生へのアンケート結果から、小学校での理科指導に苦手意識を持つ学生が多いことが確認された。そのため、小中学校で長年理科の指導をしてきた元教員をサイエンス・パフォーマンス・アドバイザーとして配置し、必修科目「初等理科指導法」の時間外講座として、学部 3 年生全員に理科の実験・観察を受講させた。その結果、講座受講後のアンケートでは、体験した実験について「実験（器具）に自信がある」と答えた学生が 20 種類の実験全てにおいて受講前に比べ増加し、全実験の平均では 35.8%から 69.7%に上昇したことから、理科の実験指導に関する自信の獲得に繋がったことが確認された。
- ・教育実習、教科科目及び教職科目の 3 分野それぞれについてルーブリック及び到達目標を整備し、教員として求められる資質能力に関して、確認指標に係る評価基準を明確にした。
- ・平成 24 年度から、デジタルポートフォリオ「教職キャリアファイルシステム」

の運用を開始した。学生は、スタンダード、ルーブリック及び到達目標を指針として、同システムに入学からの自らの学修過程を記録することとしており、教職実践演習で、これまでに積み重ねた教員として必要な知識技能の修得を確認することに繋がった。また、同システムを通じて、入学段階からの学生の学習内容、理解度等の把握と必要に応じた個別指導や評価を行う体制を整備した。

- ・教育の質保証に向けて、平成 23 年度より、GPA 制度に連動した CAP 制を導入した。また、平成 26 年度には、GPA、取得教員免許状・資格及び就職データの分析を行い、この結果を基に、各学年一律で原則 60 単位（成績に応じて変動）としていた履修登録単位数の上限を、平成 27 年度入学者から、学年毎に成績に応じて原則 40 単位から 58 単位の範囲で設定し、単位の実質化に向けて制度を改善した。

< 大学院課程（修士課程・専門職学位課程） >

- ・専門職学位課程において、新潟県内外の小・中・高等学校等を対象に毎年度 35 校以上で、学生が学校現場の中で各校の教育課題の解決に参画する実習「学校支援プロジェクト」を実施した。また、同プロジェクトの充実及び効果的な運用を目的に、「学校支援プロジェクト連絡会」及び「学校支援プロジェクト連携協力校会議」を開催し、学校現場と大学との意見交換を行った。さらに、同プロジェクトの成果を広く紹介することを目的として、「学校支援プロジェクトセミナー」を開催し、成果発表を行ったほか、平成 26 年度にはセミナーと併せて協力校の校長や教員を招いてシンポジウムを行い、同プロジェクトの意義や成果を積極的に発信した。
- ・平成 22 年度に国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、JST と表記）の「理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点構築事業」に採択され、新潟県及び新潟市の教育委員会等と連携し、地域の理科教育において中核的な役割を担うコア・サイエンス・ティーチャー（CST）の養成に取り組んだ。本学の取組は、CST 養成の場として、本学施設のほか新潟県が有する全国的にもユニークな理科教育支援拠点「地区理科教育センター」等を整備・活用する点の特徴であり、県内 14 の地区理科教育センター等へ CST を配置し、そこでの実践的な実習を必須とする養成プログラムを実施することにより、優れた科学リテラシーと観察・実験指導能力を養成した。新潟県・市から大学院に派遣された現職教員大学院学生が同プログラムを受講して CST として認定され、修了後は県内各地において理科教育の指導力向上に向けて活躍している。
- ・修士課程において、学生が専攻分野において研究しているそれぞれの専門性を活かした実践的指導力を培うため、学校現場をフィールドとして主体的に活動する授業科目「教職実践インターンシップに関する科目（4 単位）」を、平成 28 年度入学者から新設することとした。

【平成 27 事業年度】

< 学士課程 >

- ・平成 32 年度の小学校英語の教科化を見据え、平成 27 年度入学者から、「小学校英語指導法」を必修科目として新設した。
- ・平成 28 年度から、教科を横断して多岐に渡る内容である「総合的な学習の時間」についても「教科内容構成に関する科目」を新設し、全 12 科目に充実させることとした。

< 大学院課程（修士課程・専門職学位課程） >

- ・JST による支援が終了した平成 26 年度以降も、本学独自に CST 養成事業を継続し、これまでの累計で 55 人の現職教員大学院学生を CST に認定した。この内 53 人（平成 27 年度末現在）が、新潟県・市の CST として県内各地の地区理科教育センター等に配置され活躍している。

- ・ 学士課程での「教科内容構成に関する科目」の実績を活かし、修士課程において、平成 28 年度から「教科内容構成特論『国語』」をはじめ 12 科目を新設することとした。
- ・ 学校現場が、教育学部出身者に限らず、社会人経験者を含む多様な人材を求めていることから、修士課程に「教育職員免許取得プログラム」を設けている。この制度の運営上の課題について検討した結果、同プログラム受講者で小学校教諭免許取得希望者のうち特定教科の学力の向上が必要な者を対象に、平成 27 年度入学からリメディアル教育を実施した。これにより、受け入れた多様な人材が教員としての資質を高められるよう支援体制を拡充した。

成 26 年度卒業生（平成 27 年 3 月卒業生）の教員就職率は、国立の教員養成大学・学部 44 大学中第 3 位となった。

学部卒業生の教員就職率（卒業生から進学者及び保育士を除く）

卒業年月	H23. 3	H24. 3	H25. 3	H26. 3	H27. 3
就職者数	99	110	118	114	118
教員就職率	68. 8%	79. 7%	83. 1%	80. 9%	84. 9%

（各年 9 月 30 日現在）

②教育の実施体制に関する取組

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 学部における教育実習及び大学院専門職学位課程における学校支援プロジェクト等の充実を図るため、新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会との人事交流による特任准教授を、平成 22～23 年度に計 2 人増員して配置し、計 7 人とした。特任准教授は、教育実習校との連絡調整や実習生の事前・事後指導及び個別相談への対応等を担い、大学と学校現場の関係を円滑化し、実習の効果を高めるために貢献した。
- ・ 教育委員会からの意見を聴き、学部・大学院のカリキュラムの改善・充実等に役立てるための機会として「新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会との連携推進協議会」並びに「都道府県等教育委員会との連携協議会」を毎年度開催した。平成 26 年度においては、都道府県等教育委員会に専門職学位課程における 1 年制プログラム導入について提案し、ニーズが確認されたことから、平成 28 年度から実施することとした。
- ・ 各種の教育現場のニーズや社会の動向を鑑み、学長が示した「改革構想」に基づき、現代的な教育課題に対応した新たなコースへの改組、修士課程の授業の更なる実践化、専門職学位課程の管理職養成機能の充実等の改革の方向性をとりまとめ、平成 28 年度から実施することとした。

【平成 27 事業年度】

- ・ これからの教員に求められるアクティブ・ラーニングによる授業実践力を養成するための環境整備として、既存の 2 教室及び附属図書館内のスペースを改修し、移動式の机とイス、ホワイトボード等を配置して、ノート PC やタブレット端末等の情報機器を活用したグループワークや授業を行うこともできるようにした。また、多様な授業形態への対応の一環として、2 教室間をネットワークで繋ぐ「2 教室間双方向授業システム」を導入した。これに併せて学内ネットワーク回線の容量を従来 10 倍に増強し、学内全施設をカバーする無線 LAN アクセスポイントから安定的にネットワーク接続が可能な環境を整備した。
- ・ 大学教員が学校現場の実態と課題への理解を深め、学生の指導に活かすことを目的として、本学採用後に附属学校等において研修を受ける「大学教員学校現場研修」制度を新たに実施した。

③学生への支援に関する取組

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 教員採用試験対策講座プログラム、キャリアコーディネーター（公立学校長経験者）による就職相談、論文・面接指導等の実施によるきめ細かな就職支援に加え、教員採用試験ジョブアドバイザー（現職教員大学院学生）による相談をとり入れるなどの充実に向けた結果、教員就職率は大幅に上昇した。なお、平

- ・ 本学振興協力会からの支援を得て、本学独自の給付型奨学金制度「くびきの奨学金」として、延べ 163 人の学生に対し、合計 11,300 千円を給付した。
- ・ 大会館の集会室をガラス張りの明るく開放的な空間に改修するとともに、ソファやコルクボード等を設置し、学生が学習や談話等に自由に使えるスペースとして整備した。同室は学生の作品展やパネル展等の会場としても利用されており、来学者への情報発信にも活用されている。
- ・ 卒業・修了者に対する就職支援として、就職相談、論文等の添削指導、教員採用試験学習支援システムを通じたビデオ学習教材等の提供、教員採用試験情報の提供等を実施した。

【平成 27 事業年度】

- ・ 厚生労働省「教育訓練給付制度」の「一般教育訓練」及び「専門実践教育訓練」の施設として指定を受け、大学院修士課程及び専門職学位課程へ入学する社会人学生に対する経済的な支援を拡充したところ、該当する学生 2 人が給付金の支給を受けることができた。
- ・ スマートフォン、タブレット端末等の情報機器の普及に対応するため、学内ネットワーク回線の容量を従来 10 倍に増強し、学生が無線 LAN 等でネットワークを利用する際の安定性と高速性を向上させ、利便性を高めた。

(2) 研究

①研究水準及び研究の成果等に関する取組

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 現代的な教育課題の解明や解決に資する研究や教育活動の基礎となる教科専門領域の研究を推進するため、学内研究プロジェクトにテーマを設け募集し、研究を実施した。また、教育現場が抱えている諸課題やニーズに対応した研究を推進するため、附属学校をはじめ近隣地域の小・中学校教員との連携によるプロジェクト研究等についても募集し、研究を実施した。プロジェクト終了後は「研究プロジェクト成果発表会」を開催し、研究成果が学校現場等において幅広く活用されるよう地域の教員等に発信・還元した。
- ・ 出版に関する助言や出版物の企画を充実させ、出版を通じて本学の研究成果を社会に発信するため、「国立大学法人上越教育大学出版会」を設置した。
- ・ 専門職学位課程（教職大学院）における研究成果を積極的に発信するため、新たに「上越教育大学教職大学院研究紀要」を発行した。

【平成 27 事業年度】

- ・ 出版会の出版事業として、平成 26 年度に応募原稿を募集した著作物 1 件を平成 27 年 4 月に発行したほか、平成 27 年度に募集した応募原稿による著作物 1 件を平成 28 年 3 月に発行し、本学の研究成果の公開を促進した。

②研究実施体制等に関する取組

【平成 22～26 事業年度】

- 平成 22 年度に JST の「理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点構築事業」に採択され、地域の理科教育において中核的な役割を担うコア・サイエンス・ティーチャー（CST）を新潟県が持つ県内 14 の地区理科教育センター等へ配置し、そこでの実践的な実習を必須とする養成プログラムを、新潟県及び新潟市の教育委員会等と連携して開発した。
- 文部科学省委託事業「『21 世紀型能力』モデルを活用した学校管理職養成プログラム開発のための調査研究」を行うため、新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会と協働し、実施委員会の設置等の実施体制を構築した。研究を通じて、学校管理職に求められる資質が導き出されたことから、この成果を平成 28 年度からの専門職学位課程の管理職養成機能の充実に活かすこととした。

【平成 27 事業年度】

- 特別プロジェクト「教師の専門職化をフォローする研修体制の構築—学校、教育委員会、大学連携による教員研修システムの開発—」（平成 25～27 年度）を新潟県、新潟市教育委員会、富山県教育委員会、長野県教育委員会等と連携して実施した。この中で、インターネットでの動画配信により、意欲のある教員が地理的条件や時間による制約を受けることなく研修を受講できるようにし、大学と教育委員会が連携して研修成果を評価するシステムを開発した。この事業を通じて、今後の研究の推進に向けた新潟県教育委員会等との連携体制を強化した。東京都において、「教師の専門職化フォーラム」を開催し、成果を公表した。
- 「いじめ防止支援プロジェクト（BP プロジェクト）」は、いじめに関して特色ある取組を行っている 4 大学（宮城教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学及び福岡教育大学）が、国立教育政策研究所や日本生徒指導学会、各地の教育委員会等の関係機関・組織の協力を得て、いじめ問題への対応に苦しむ教育委員会や学校を支援するために、平成 27 年 4 月に立ち上げた。これまでは、依頼に応じて大学教員が個別に対応することはあったものの、複数の大学が組織的に連携しての本格的かつ自主的な取組はなく、本プロジェクトは、各種支援事業、教育研究事業、研修事業等を協働参加型プロジェクトとして実践する全国初の取組である。（BP：Bullying Prevention（いじめ防止））
本学では、新潟県教育委員会等との共催により本学を会場に「いじめ等予防対策支援プロジェクトフォーラム」を開催し、各教員の専門領域から研究成果を公開した。

(3) その他

① 社会との連携や社会貢献に関する取組

【平成 22～26 事業年度】

- 平成 22 年度に JST の「理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー）養成拠点構築事業」に採択され、新潟県及び新潟市の教育委員会等と連携し、地域の理科教育において中核的な役割を担うコア・サイエンス・ティーチャー（CST）の養成に取り組んだ。この事業を通じて、毎年度新潟県から CST を目指す現職教員が大学院に派遣され、修了後は県内各地に配置されるという連携体制が構築された。
- 上越市教育委員会との連携により、「インクルーシブ教育フォーラム」及び「インクルーシブ教育セミナー」を開催し、発達障害のある子供が学校生活を送る上での課題と支援方法、またユニバーサルデザインの考えに基づき ICT を活用した教材作成等について、地域の学校教員等に学ぶ機会を提供した。
- 教育研究上の包括的な連携を目的として、平成 22 年度に新潟県立看護大学との連携協力に関する包括協定を締結した。両大学の持つ知的・人的・物的資源

- を活かし、連携公開講座を実施するなど、地域社会への教育研究成果の還元を図った。
- 「教員免許状更新講習コンソーシアム新潟」の幹事校として、新潟県内の高等教育機関、教育委員会等と連携し、県内で行う教員免許状更新講習を調整した。本学では、離島地域（佐渡市）での開催講座等も担当し、平成 22～26 年度の間に延べ 8,700 人以上が受講した。
- 教職大学院の教員等が講師となり、新潟（新潟県教育委員会との共催）、長野（長野県教育委員会及び信州大学との共催）、富山（富山大学及び富山国際大学との共催）の 3 会場において教員研修講座を実施した。なお、富山会場での講座は、富山県教育委員会の実施する教員免許状更新講習及び 10 年経験者研修の一部としても活用されている。
- 新潟県立教育センターとの連携により、デジタルアーカイブシステム「新潟県教育実践研究リポジトリ」の運用を開始し、新潟県内の教育関係機関に蓄積された教育研究資料を保存・活用するためインターネット上で公開した。
- 地域の学校教員等を対象として、ICT 活用や特別支援教育、小学校外国語活動等をテーマにした自主参加型セミナー（水曜セミナー）を定期的に開催した。

【平成 27 事業年度】

- 離島地域における教員研修の充実に向けて、遠隔交流システムによる教員研修を連携して推進するため、佐渡市教育委員会との連携協定を締結した。平成 27 年度は、佐渡市での校内研修や教員研修を、遠隔交流システムを用いて大学の教員がフォローし、効果を検証する取組を試行した。
- 上越地域の発酵食品の全国への発信を目的とする「発酵のまち上越」の活動に本学教員と学生が参画し、地域活性化に貢献した。

② 国際化に関する取組

【平成 22～26 事業年度】

- グローバル化への対応と国際交流を戦略的に進めるため、「国際交流推進センター」を設置し、外国人のセンター長のほか、兼務教員として 9 人及び国際交流アシスタント 2 人を配置して、体制を強化した。
- 国立新竹教育大学（台湾）、テキサス大学サンアントニオ校（アメリカ）との間で新たに教育に関する協定を締結し、交流協定校は計 10 校となった。
- 海外との研究交流を積極的に推進するため、教員を対象に「海外との研究交流」事業を募集し、国際学会等参加、研究交流（派遣または招へい）の旅費を延べ 36 人に支援した。招へいした外国人研究者は、学内で講演会等を実施した。
- 上越地域の外国人児童生徒が、日本語での教科学習の困難と母語の低下や喪失という問題を抱えている現状に対処するため、平成 22 年度から学部・大学院の学生及び留学生による修学支援ボランティア活動を実施している。この中で、週 1 回の学習教室や夏休み・冬休みの宿題教室、教材開発等の活動を行い、児童生徒の語学力の伸長を図るとともに、将来教員となる学生に外国人児童生徒教育にかかわる経験を積む機会とした。
- 外国での短期間の留学体験を通じて、その国の教育の実態及びその背景をなす文化に直接触れることを目的として、学部及び大学院の授業科目「海外教育（特別）研究」等を開設し、異文化理解や国際的感覚を持った教員養成を目指したプログラムとしてオーストラリア、アメリカ、韓国の交流協定校において、現地の学生との交流や訪問先の実習学校の児童に日本文化を教える授業を実施するなどの現地研修を行った。

【平成 27 事業年度】

- 外国人留学生を地域の公立学校等へ派遣し、児童生徒と交流する「国際理解教育派遣プロジェクト」を計 7 回実施し、延べ 13 人を派遣した。

- ・本学からの派遣留学生 3 人及び私費外国人留学生 9 人に上越教育大学基金から奨学金を支給し、経済的な支援を実施した。
- ・異文化理解に向けた学生の海外での教育研究機会の更なる充実のため、平成 28 年度から学部、修士課程、専門職学位課程を対象とした台湾における授業科目を新設することとした。
- ・国際交流推進センターに年俸制による専任教員 1 人を配置し、体制を強化するとともに、「国際戦略及び国際交流に係る基本方針」を新たに策定した。
- ・カレル大学（チェコ）との間で新たに大学間連携に関する協定を締結し、協定締結の初年度に学生の派遣（2 人）、受入れ（1 人）及び研究者を招へい（1 人）するなど、交流を推進した。

③附属学校に関する取組

【平成 22～26 事業年度】

- ・附属幼稚園と附属中学校が平成 22 年度から 3 年間の文部科学省研究開発学校に指定されたことにより、平成 21 年度に指定を受けた附属小学校と合わせ、平成 22、23 年度は附属学校全校が研究開発学校となった。各附属学校では、次の研究開発課題に取り組み、成果を報告書に取りまとめるとともに、研究紀要の発行、発表会の実施など、研究成果を社会に還元した。
附属幼稚園：幼稚園教育と小学校教育の接続期におけるリテラシーの基盤形成に向けた学習者の学び合い、支え合う協同体の育成を目指すプログラムと指導方法等の研究開発
附属小学校：総合的な教育活動（総合単元活動、総合教科活動、心の活動）を中核とした教育活動の充実及び「人間社会を生きる子ども」の育成を図る教育課程の研究開発
附属中学校：「自立して学ぶ生徒」を育てる教育課程の研究開発
- ・附属中学校が、総務省「フューチャースクール推進事業」及び文部科学省「学びのイノベーション事業」の実証研究校（全国で 10 校）となり、タブレット PC、協働学習支援ソフト、校内無線 LAN 等の ICT 環境を構築し、授業実践等を通じて ICT 利活用の効果と課題を検証した。また、その成果等を学校における ICT 利活用の先進的実践事例として「New Education Expo 2013」において発表した。
- ・附属小学校においては、教育活動「プロモーションビデオ制作と発信を通して気を付けることを考えよう」が、学校での著作権教育に関する優れた事例として公益社団法人著作権情報センターの著作権教育実践事例最優秀賞を受賞した。
- ・附属小学校においては、文部科学省の平成 26 年度研究開発学校に指定され、社会の様々な課題に対して主体的にかかわり、他者と共によりよい解決を求めていく力を育むための教育課程に関する研究開発を実施した。また、タブレット端末やインタラクティブホワイトボード（電子黒板）を活用した授業を実践し、ICT 利活用の効果を検証した。

【平成 27 事業年度】

- ・附属小学校に通学する児童の保護者からのニーズを踏まえ、上越市教育委員会と協議の上、平成 27 年 4 月から国立の附属小学校では初の放課後児童クラブを開設した。これにより、保護者の就労を支援するとともに、安全で安心な放課後の児童の居場所を確保した。
- ・附属中学校では、文部科学省の平成 27 年度研究開発学校に指定され、高度情報化社会、少子高齢社会、グローバル社会の時代に求められる資質・能力（代替思考力、情報統合力、コミュニケーション力、コラボレーション力、企画創造力、主体的実践力）をバランスよく総合的に身につけた生徒を育成する教育

課程及び指導方法の研究開発を実施した。

2. 業務運営・財務内容等の状況

(1) 組織運営の改善及び効率化

①組織運営の改善に関する取組

【平成 22～26 事業年度】

- ・監査に関する組織的な体制を整えるため、学長直属の組織として平成 23 年度に「監査室」を新設した。平成 26 年度には、監査体制を強化するため、兼務だった室長を専任とした。これにより、内部監査の充実や監事、会計監査人等との連携等がより一層図られた。また学長補佐体制の充実のため、大学改革への対応等のための学長特別補佐、大学運営に関して幅広く意見聴取するための学長補佐を配置し、平成 26 年度に今後の大学院専門職課程の改革について検討した際は学長特別補佐が中心的な役割を果たした。
- ・より実践的な教員養成に資するため、新潟県・新潟市教育委員会との人事交流により公立学校教員を大学の特任教員として配置したほか、積極的に教職経験者の採用を行った。その結果、平成 22～26 年度の各年度における教員総数に占める教職経験者の割合は、目標である 3 割以上を維持している。
- ・ボランティア科目を履修する学生及び担当教員の支援を目的として、平成 23 年度に「学校ボランティア支援室」を設置した。支援室では、学部授業科目において、学校現場と学生とのコーディネート業務を行うとともに、授業外活動「学生ボランティア」の窓口として、学外からの照会及び学生への情報提供を一元的に処理した。また、平成 26 年度にグローバル化への対応と国際交流を戦略的に進めるため、「国際交流推進センター」を設置し、外国人のセンター長のほか、兼務教員として 9 人及び国際交流アシスタント 2 人を配置して、体制を強化した。

【平成 27 事業年度】

- ・ガバナンス体制の強化を図るため、副学長を 4 人から 5 人に増員するとともに、教育委員会との一層の連携強化のための学長特別補佐を任命した。
- ・本学の目標・計画・評価に関する調査、分析及び調整等を目的とする評価支援室の業務に IR (Institutional Research) 機能を付加し、情報戦略室として発展改組した。エビデンスに基づく大学運営の改善に向けて、平成 27 年度は試行的に大学院定員充足に関する分析に取り組んだ。平成 28 年度は学生募集の広報活動をより効果的に実施できるよう、この結果を活用することとしている。

②事務の効率化・合理化に関する取組

【平成 22～26 事業年度】

- ・事務系職員の職能開発に資するため、毎年度計画的に学内外での研修の機会を与えた。平成 22～26 年度において、職員総数に対し延べ人数で 51.6～72.0%の職員に研修を受講させ、目標の 2 割を大きく上回った。
- ・上越教育大学基金の設立に際し、学部及び大学院の同窓会等との連携・交流等の対外的な窓口を一本化し、業務を効率的に推進するため、「総合交流推進室」を設置した。

【平成 27 事業年度】

- ・企画・広報課の業務の範囲が拡大したことから、より効率的な業務運営を図るため、法人運営における中期目標・中期計画、予算、IR 等の企画機能を集中的に担当する経営企画課と、大学の広報全般を担当する広報課に分課した。

(2) 財務内容の改善**①外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する取組****【平成 22～26 事業年度】**

- ・科学研究費助成事業の申請件数の増加に向けて取組を行った結果、平成 21 年度交付分の申請件数 76 件に比して 20%増の目標に対して、平成 24～27 年度（23～26 年度申請分）の申請件数は 93～98 件、増加率は 22～29%と目標を上回った。また獲得金額では、第 1 期中期目標期間中の各年度の平均獲得金額 50,953 千円に対し、平成 22～26 年度の平均獲得金額は 57,740 千円と、1 割以上増加した。

【平成 27 事業年度】

- ・平成 28 年度科学研究費助成事業（27 年度申請）の申請件数は 92 件、増加率は 21%を達成した。また獲得金額では、第 1 期中期目標期間中の平均獲得金額 50,953 千円に対し、平成 22～27 年度の平均獲得金額は 57,200 千円と、1 割以上増加した。
- ・平成 26 年度から寄附金の受入れを開始した上越教育大学基金について、ホームページを開設し、学内外への積極的な PR を行った結果、累計の寄附金受入額は 8,539 千円に達した。

②経費の抑制に関する取組**【平成 22～26 事業年度】**

- ・校舎清掃契約については単年度契約から平成 23～24 年度及び平成 25～27 年度の複数年契約に、総合複写サービス（役務契約）を 5 年間の複数年契約とし、単年度契約を継続した場合と比べ 9,399 千円削減した。
- ・山屋敷地区構内の照明約 2,800 台の高効率型器具への更新や暖房用ボイラー設備及び冷温水発生機設備の高効率方式への更新や、光熱水料等の使用実績を掲載した省エネポスター（夏期、冬期）の作成により、エネルギー使用量を抑制した。

【平成 27 事業年度】

- ・キャンパス情報システムの更新において、契約内容の見直しを行い、学務情報システムや財務会計システムの一部をクラウド化し、キャンパス情報システム（キャンパスクラウドシステム）上で稼働させることにより、サーバー等のハードウェアにかかる費用等を削減した（契約合計で約 55,000 千円の減）。
- ・総合複写サービスについて、前年度比年額 4,633 千円の削減を達成した。
- ・上越教育大学リポジトリについて、自前での運用から国立情報学研究所の提供する JAIRO Cloud へ移行し、前年度比年額 583 千円の削減を達成した。

③資産の運用管理の改善に関する取組**【平成 22～26 事業年度】**

- ・施設有効活用のため、共用スペースを設定し、利用者を学内で募集・決定して、貸与した。
- ・保有資産の効率的な活用方策として、物品リユース案内を全教職員が共有する電子掲示板に掲載し、物品の有効利用を図った結果、99 点がリユースされた。

【平成 27 事業年度】

- ・山屋敷地区の一部の土地について、隣接する民間業者へ 33,300 千円で売却した。

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供**①評価の充実に関する取組****【平成 22～26 事業年度】**

- ・教育の質の改善を図るため、外部有識者 6 人による外部評価委員会を開催し、委員から提案された異文化理解や国際的感覚を養うことが必要との意見を参考に、国際交流推進センターを設置した。また、ICT 活用に関する意見を参考に、情報教育に関する最新の教育実践と社会動向に対応する科目として「プログラミング教育基礎演習」を新設することとした。

【平成 27 事業年度】

- ・平成 26 年度大学機関別認証評価では指摘事項はなかったが、改善を励行された成績異議申し立て制度について、「成績評価に対する異議申し立てに関する取扱細則」を制定し、厳格で客観的・公正な成績評価を行う体制を整備した。

②情報公開や情報発信等の推進に関する取組**【平成 22～26 事業年度】**

- ・大学の広報活動を積極的に展開するための取組として、「ヴィジュアル戦略」、「統一イメージ戦略」、「報道・地域協働戦略」の 3 点を柱とする、「国立大学法人上越教育大学の広報活動に関する基本方針」を制定し、これに基づいてロゴマークを制定したほか、新たにイメージキャラクター「マナーブ・デ・ジョーキョー先生」を決定し、作成した着ぐるみを平成 27 年 3 月の北陸新幹線の開業イベントへの参加など広報活動に活用した。また、報道関係者に対して、本学の情報提供を積極的に行うことを目的として、「上越教育大学と報道機関との懇談会」を開催した。

【平成 27 事業年度】

- ・入学式、オープンキャンパス、卒業式等の行事において、本学のイメージキャラクターの着ぐるみを活用し、本学の PR に努めた。

(4) その他業務運営**①施設設備の整備・活用等に関する取組****【平成 22～26 事業年度】**

- ・環境に配慮した施設整備を行い、エネルギー使用量を抑制した。
- ・音楽棟耐震改修を実施し、本学の全ての施設において耐震基準を満たした。

【平成 27 事業年度】

- ・アクティブ・ラーニングに対応した教室の整備として、既存の 2 教室及び附属図書館内のスペースを改修した。移動式の机とイス、ホワイトボード等を配置してグループワークを行いやすいよう改修し、図書館 2 階のスペースについては授業にも利用できるようにした。（再掲）
- ・講堂天井改修工事を実施し、耐震対策を講じた。

②安全管理に関する取組**【平成 22～26 事業年度】**

- ・学生及び教職員を対象に、インターネットを使って情報セキュリティ啓発ビデオ研修をオンデマンドで実施した。
- ・学生及び教職員等の健康増進と、学生の喫煙習慣化予防を目的に、山屋敷地区構内の全面禁煙化を実施した。その結果、学生の喫煙率は平成 22 年度の 13.4%か

ら、平成 26 年度は 9.2%に低下した。

③法令遵守に関する取組

【平成 22～26 事業年度】

・研究の不正行為を事前に防止するための取組を実施するとともに、学内規則等を整備し、周知徹底した。また、外部資金の適正な受入れ及び適正な研究費の管理・執行を徹底するため、全教職員を対象として研究費不正使用防止研修会を実施し、研究費不正使用及び不正行為防止に関する誓約書を全員から徴取した。

【平成 27 事業年度】

・研究不正行為防止のための新たな取組として、教授会、新任教員との懇談会において研究倫理に関する注意喚起を行ったほか、入学時のオリエンテーションにおいて大学院入学者全員を対象に、教員養成課程学生合宿研修において学部 3 年生全員を対象に倫理教育を実施した。

3. 「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」を踏まえた取組状況

【平成 25～26 事業年度】

①大学改革の推進に向けた取組

各種の教育現場のニーズや社会の動向を鑑み、学長が示した「改革構想」に基づき、現代的な教育課題に対応した新たなコースへの改組、修士課程の授業の更なる実践化、専門職学位課程の管理職養成機能の充実等の改革の方向性をとりまとめ、平成 28 年度から実施することとした。（再掲）

②「教師力の向上・改善」のための先導的な取組

教員養成系大学では、教科専門と教科教育を架橋する教育研究領域の確立が課題となっている。そのため、平成 22～23 年度に文部科学省先導的の大学改革推進委託事業として「教科専門と教科教育を架橋する教育研究領域に関する調査研究」に取り組み、10 教科の教科内容学の構成案を作成した。この成果を優れた実践力を備えた学校教員の養成につなげるため、平成 26 年度の試行を経て、平成 27 年度入学者から「教科内容構成に関する科目」として 10 教科及び道徳に関する各授業科目を開設し、教科専門と教科教育を架橋する先進的な教育をカリキュラムとして体系化した。（再掲）

③グローバル化への取組

グローバル化への対応と国際交流を戦略的に進めるため、「国際交流推進センター」を設置し、外国人のセンター長のほか、兼務教員として 9 人及び国際交流アシスタント 2 人を配置して、体制を強化した。（再掲）

④「国立大学法人上越教育大学教育諮問会議」の設置

教員養成の質の向上と研修機能の強化に資することを目的に、教育委員会等の教育関係者を委員とし、学長の諮問に応じ意見を述べる機関として、平成 26 年度に「国立大学法人上越教育大学教育諮問会議」を設置し、平成 27 年 3 月に第 1 回の会議を開催した。

諮問会議の答申において、専門職学位課程と修士課程の授業科目の相互受入れ等が提言されたことを受け、修士課程と専門職学位課程の協働を図り、それぞれの特色や強みを活かしたカリキュラム改革について検討を行うなど、機能強化につなげている。

⑤ガバナンス機能の強化に係る取組

大学改革を促進できるよう特定の業務を統括整理するため、平成 25 年度に「教科内容構成に関する科目」の担当と「専門職学位課程（教職大学院）」の担当として、各 1 人の学長特別補佐を置いたほか、国立大学改革プラン、ミッションの再定義などを踏まえ、今後、新たに検討・対応すべき大学運営に関して幅広く意見聴取を行うため、学長補佐を 2 人から 9 人に増員した。また、外部からの意見を積極的に取り入れ、大学運営に反映させるため、平成 26 年度から経営協議会の外部委員を 6 人から 7 人に増員した。

【平成 27 事業年度】

①年俸制の導入

明確な目標設定、教育研究等業績の適切な評価及び評価結果を給与へ反映することにより、教員の労働意欲の向上を図ることを目的として、平成 27 年度から年俸制を導入し、新たに採用した国際交流推進センターの准教授及び特別支援教育実践研究センターの助教に適用した。

②ガバナンス機能の強化に係る取組

学長の補佐体制を強化するため、副学長を 1 人追加（入試・学生等担当）し、学長特別補佐 2 人（教育委員会連携等担当（公立学校退職校長）、将来構想担当）を配置した。

③第 3 期中期目標期間に向けた改革の取組

基礎力・思考力・実践力で構成される「21 世紀を生き抜くための能力（汎用的能力）」と、教員としての豊かな教養・使命感・人間愛等の「+α」の資質・能力を備えた教員を養成するため、修士課程と専門職学位課程の協働を図り、それぞれの特色や強みを活かしたカリキュラム改革についての検討や、学部段階で修士レベルの内容を履修するなど、大学院への接続を考慮した 6 年一貫による教員養成の在り方などについて検討し、第 3 期中の検討へとつなげた。

項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ① 組織運営の改善に関する目標

中期目標
 学長がリーダーシップを発揮しつつ、情報の共有に十分意をはらい、柔軟かつ機動的な組織や制度を担保するとともに、適切な評価結果により、学内資源を配分する。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【1】 学長を補佐する体制や情報の共有に留意し、機動的な組織の実現や制度の整備を行う。	/	III		(平成 22～26 年度の実施状況概略) 学長がリーダーシップを発揮できるよう、学長の諮問事項の検討を行う学長特別補佐や大学運営に対する助言等を行う学長補佐を配置した。 また、大学における課題や重点施策への対応に応じるため、次のとおり機動的な組織整備を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア科目の重点化と円滑な実施のため、学校ボランティア支援室を設置 ・就職指導・支援体制の充実のため、現職教員大学院学生を教員採用試験ジョブアドバイザーとして委嘱 ・グローバル化に積極的に対応するため、国際交流推進センターを設置 ・学外からの意見の積極的な取り入れのため、経営協議会の学外委員を増員（6人から7人へ） さらに、全学的な情報共有に資するため、全学教職員集会の開催や全教職員が参画できる電子会議システム「学内フォーラム」に大学改革に関する学内委員会や全学教職員集会の資料を掲載し、随時意見が投稿できる機会を確保した。		
				III		(平成 27 年度の実施状況) 【1-1】 本学の機能強化を図るため、次のことを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・学長補佐体制の強化を行うため、副学長を1人追加（入試・学生等担当）及び学長特別補佐2人（教育委員会連携等担当（公立学校退職校長）、将来構想担当）の配置 ・IR（Institutional Research）機能の強化を図るため、評価支援室を改組し「情報戦略室」を設置し、IR部門において大学運営に関する分析を実施 ・効率的・機能的に業務を実施するため、企画・広報課を「経営企画課」及び「広報課」に分課及び「学生支援課」と「就職支援室」を学生支援課に統合 また、職員の年齢別構成の適正化を図ること等を目的として、早期退職募集制度を導入し、実施した。人事・給与システムの弾力化を図るため、本学においても年俸制を導入し、2人に適用した。

	<p>【1-2】 教職員の提案、意見開陳の機会を確保する。</p>	<p>Ⅲ 【1-2】 全学教職員集会を5回開催し、学長が大学改革等についての説明と意見交換を実施した。また、全ての大学教員が構成員となっている教授会においても、常時発言の機会を確保した。 さらに、全教職員が参画できる電子会議システム「学内フォーラム」に全学教職員集会及び大学の改革に関する委員会の資料を掲載し、<u>随時意見を投稿できる機会を確保した。</u></p>	
<p>【2】 大学教員について、教職経験者の採用を積極的に進め、3割以上が教職経験者であることを維持する。</p>	<p>【2】 教職経験者の配置に留意し、大学教員の3割以上を教職経験者とする。</p>	<p>Ⅳ (平成22～26年度の実施状況概略) P15 1. 特記事項 1 組織運営の改善に関する取組 【平成22～26年度】「①教職経験者の積極的な採用」に記載 Ⅳ (平成27年度の実施状況) 【2】 平成27年度は10人の教職経験者を採用し、教員総数に占める教職経験者の割合は48.1% (156人中75人、前年度は46.3%)と増加した。 また、実践的指導力の育成・強化を図る方策として、上越地域を含めた学校現場の実態や課題についての理解を深めるため、学校現場での指導経験のない大学教員に対する研修制度を新たに導入した。本年度採用の大学教員全員(上越市内の小中学校教員経験者を除く。)が受講し、附属学校の研究会への参加、学校現場の視察、受講者とコーディネーターによる意見交換等を行った。</p>	
<p>【3】 男女共同参画を推進する観点から、大学教員の2割以上が女性であることに配慮しつつ、女性教職員が活躍できる環境づくりを推進する。</p>	<p>【3】 教職員及び学生に対し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を実施する。</p>	<p>Ⅲ (平成22～26年度の実施状況概略) 教職員が働きやすい環境づくりを推進するため、育児短時間勤務制度を導入し、パンフレットの配付等による制度の周知を行ったほか、教職員が心身の健康の維持増進や家庭生活の充実等のために充てる特別休暇(夏季休暇)を、平成25年4月から年間を通して取得できるようにした。また、学生・教職員を対象としたハラスメント防止講演会、男女共同参画推進講演会を開催したほか、管理職を対象とした育児休業・介護休業等に関するビデオ研修を実施し、男女共同参画に関する啓発に努めた。平成25年度には、大学入試センター試験の実施時に、学内に臨時託児所を開設し、休日の出勤で子供を保育所等に預けられない教職員への支援を図った。なお女性だけでなく、男性の育児休業者もあった。 Ⅲ (平成27年度の実施状況) 【3】 「上越教育大学男女共同参画基本計画」及び「上越教育大学次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」に基づき、従前の取組を引き続き実施したほか、学生・教職員への他機関のニュースやイベントの周知を行った。平成27年度は女性教員3人が育児休業を取得し、女性職員1人が育児短時間勤務制度を利用した育児部分休業を取得しており、仕事と家庭の両立に向けて制度が利用されている。 また、平成27年6月に本学における女性管理職等への登用推進に関する目標値を設定し、公表した。平成28年4月1日現在の役員女性の比率は16.7%、管理職の女性比率は15.6%であり、目標を達成した。</p>	
<p>【4】 教育、研究、社会貢献、学内貢献等を全学的に評価し、その結果を反映させるシステムを担保すべく、必要な見直しを図りつつ資源配分を行う。</p>		<p>Ⅲ (平成22～26年度の実施状況概略) 適切な評価による資源配分を行うため、毎年度、大学教員が大学教員業績登録システムに登録した教育、研究、社会貢献、学内貢献等に係る業績を基に、<u>人材評価を行い、そのデータを基に競争的教育研究資金の配分を実施した。</u> 競争的教育研究資金の配分基準については、前年度の検証結果を基に、教員免許状更新講習講師の項目追加など、見直しを行った。</p>	

	<p>【4-1】 大学教員の人材評価を実施する。</p>	<p>Ⅲ (平成 27 年度の実施状況) 【4-1】 教育、研究、社会貢献、学内貢献等を全学的に評価するため、大学教員業績登録システムに各教員が登録した教育研究活動等のデータを基に自己評価を行い、それを基に学長が人材評価を実施した。評価結果は勤勉手当等の決定の参考とした。</p>	
	<p>【4-2】 人材評価結果を基に、教育研究資金の配分を行う。</p>	<p>Ⅲ 【4-2】 教育研究資金の配分基準の明確化及び教員の業績登録に係る負担軽減を図るため、配分基準の見直しを行った。見直し後の競争的教育研究資金の配分基準により、人材評価を行う際の教育研究活動等のデータを利用し、教育研究資金の配分を実施した。 また、男女共同参画推進の観点から、産前産後の特別休暇を取得した教員や育児休業をした教員が不利益を被らないよう、育児休業をした者 1 人に対し、追加配分を行った。</p>	
<p>【5】 限られた人的資源を最大限活用するため、適切な人材評価を実施し、組織の活性化に資する。</p>		<p>Ⅲ (平成 22～26 年度の実施状況概略) 組織活性化に資するため、大学教員業績登録システムに登録された活動状況を基に、毎年度人材評価を実施した。人材評価の結果は、勤勉手当の加算対象者の選考時に参考とし給与に反映した。また、職務の一部を一定期間免除し研究に専念させるサバティカル制度の利用者の選考にも活用することで、平成 22～26 年度は 18 人の教員が制度を利用し、組織の活性化と研究活動の支援に役立てた。</p>	
	<p>【5】 大学教員の人材評価を実施し、研究活動等を支援する。</p>	<p>Ⅲ (平成 27 年度の実施状況) 【5】 教員の研究活動支援のため、大学教員業績登録システムに登録された活動状況を基に人材評価を実施するとともに、その結果についてサバティカル制度を利用する教員の選考に活用し、平成 28 年度は 1 人を許可した。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

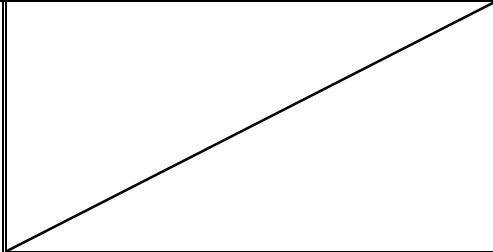
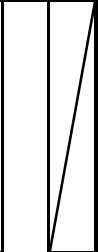
[ウェイト付けの理由]

┆
┆
┆

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
② 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標 事務組織の機能や編成を随時見直すことにより、業務効率の向上を進める。
 また、大学運営の重要な一旦を担う事務系職員の資質・能力の向上に努める。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【6】 業務を精査し合理化等に取り 組むことで、業務効率の向上を 進める。		III		(平成 22～26 年度の実施状況概略) 事務組織の編成及び機能について、事務局長及び各課・室長で構成される事務連絡会において、毎年度事務系職員からの意見の集約を行い、組織の見直しを実施した。具体的には、平成 25 年度に理事・副学長と事務局の融合的体制の整備として総務部、学務部の 2 部制を廃止し、平成 26 年度に予算編成機能について大学改革を担当する課に集中させて業務の合理化と機能強化を図った。また、平成 22 年度には Web 給与明細照会システムの導入により、役職員の給与明細を Web で確認できるようにし、ペーパーレス化と給与業務の効率化を実現したほか、平成 23 年度には就業管理システムの導入により常勤事務系職員の出勤簿を電子化し、勤務時間管理業務の省力化を図った。		
	【6】 業務効率の向上を図るため、事務組織の編成や機能を必要に応じて見直す。			III	(平成 27 年度の実施状況) 【6】 P16 1. 特記事項 2 事務等の効率化・合理化に関する取組 【平成 27 年度】「②組織の編成と機能の見直し」に記載	
【7】 専門的知識を取得する研修や 大学運営上有意義なものとなる 研修の受講を促し、毎年、事務系 職員の 2 割以上（延べ受講者数 ／事務系職員数）を受講させる。		IV		(平成 22～26 年度の実施状況概略) 事務系職員の資質・能力の向上を図るため、毎年度「職員研修計画」を作成し、計画的に研修に参加させた結果、平成 22～26 年度の 5 年間に、延べ受講者数で年間 51.6～72.0%（平均 63.8%）の職員が研修を受講した。平成 25、26 年度は、若手・中堅職員全員を対象としたスタッフ・ディベロップメント研修を実施し、国立大学一般職員会議や他機関主催の研修に参加した職員が研修内容について報告したり、グループディスカッションを行ったりするなどにより、研修内容の学内への還元を行った。		
	【7】 研修計画に基づき、事務系職員の 2 割以上（延べ受講者数／事務系職員数）を受講させる。			III	(平成 27 年度の実施状況) 【7】 「平成 27 年度職員研修計画」を作成し、事務系職員 100 人（平成 27 年 5 月 1 日現在）のうち、延べ 52 人（52%）を受講させたことにより、資質・能力向上を図った。	

<p>【8】 事務系職員のキャリアアップと組織の活性化を図るため、他機関との人事交流を行う。</p>		<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) キャリアアップと組織の活性化を図るため、事務系職員を対象に文部科学省関係機関との人事交流を実施した。平成 22～26 年度の 5 年間に、10 人を他機関に出向させ、1 人を文部科学省行政実務研修生として派遣した。 また、平成 25 年度には、事務系職員の人事制度を改めて整理するため、「事務系職員の人事等に関する基本方針」を制定し、職員の士気を高め事務組織の効率的な運営に資することとしたほか、同方針に基づき、「事務系職員の人事交流に関する取扱い」を定めた。</p>	
	<p>【8】 他の国立大学法人等との人事交流を、引き続き実施する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 27 年度の実施状況) 【8】 組織の活性化、人材育成、職員のキャリアアップ等のため、文部科学省関係機関と人事交流を実施した。(平成 27 年度における他機関への人事交流等の人数：7人) 人事交流を終え本学に復帰した職員からは、視野が広がった、業務に対する意識が向上したなどの報告があった。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>	
			<p>----- ウェイト総計</p>	

[ウェイト付けの理由]

-
-
-
-
-

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

1 組織運営の改善に関する取組について**【平成 22～26 事業年度】****①教職経験者の積極的な採用【2】**

より実践的な教員養成に資するため、新潟県・新潟市教育委員会との人事交流により公立学校教員を大学の特任教員として配置したほか、教員公募に際して積極的に教職経験者の採用を行った。その結果、平成 22～26 年度における、各年度 5 月 1 日現在の教員総数に占める教職経験者の割合は 3 割以上を維持している。

教員総数に占める教職経験者の割合

年 度	22	23	24	25	26
教職経験者率	34.4%	34.0%	45.3%	46.3%	46.8%

②組織の新設【1】

監査に関する組織的な体制を整えるため、平成 23 年度に「監査室」を新設した。監査室は法人に置き、学長直属の組織となることから、事務局からの組織上の独立性が担保されることとなった。平成 26 年度には、監査体制を強化するため、従来は総務課長が兼務していた監査室長に代わり、専任の室長を配置した。これにより、内部監査の充実や監事、会計監査人等との連携等がより一層図られた。

また、ボランティア科目を履修する学生及びボランティア科目を担当する教員を支援することを目的として、平成 23 年度から「学校ボランティア支援室」を新設した。支援室では、元公立学校教員のボランティアコーディネーターを配置し、学部授業科目において、学校現場と学生とのコーディネート業務を行うとともに、授業外活動「学生ボランティア」の窓口として、学外からの照会及び学生への情報提供を一元的に処理した。

また、平成 26 年度にグローバル化への対応と国際交流を戦略的に進めるため、「国際交流推進センター」を新設し、外国人のセンター長のほか、兼務教員として 9 人及び国際交流アシスタント 2 人を配置して、体制を強化した。

③ガバナンス体制の強化【1】

学長がリーダーシップを発揮できるようにするためのガバナンス強化策として、大学運営について学長に助言する「学長補佐」や、学長が指示した特命事項を担当する「学長特別補佐」の配置、大学運営の状況に対応した理事・副学長の職務分担の見直し等を行った。これにより、学長が大学改革を推進するに当たって、大学運営に関して幅広く意見聴取しながら、各業務を所掌する理事、副学長又は委員会等へ具体的な指示を行う体制を整備した。

④男女共同参画の環境づくり【3】

教職員が活躍できる環境づくりを推進するため、本学「男女共同参画宣言」に

基づき、平成 23 年度から 5 年間を目途とする「上越教育大学男女共同参画基本計画」を策定し、次のことを実施した。

- 職員育児休業規程を改正し、育児短時間勤務制度を導入した。また、育児休業の経験者の意見を反映し、Q&A 形式を取り入れた「出産、育児及び介護等における休暇・休業等の手引」を作成し、全教職員へ周知した。
- 外部講師による男女共同参画推進講演会、ハラスメント防止講演会を開催し、学生・教職員を対象とした啓発活動を実施した。
- 大学教員の業績に基づく競争的教育研究資金の配分に関して、産前産後休暇取得者や育児休業者が不利益を被らないように取扱いを整備し、該当者 2 人に対して追加配分を行った。
- 教職員の就業及び教育研究活動等における男女共同参画の推進を目的として、「入試等業務に伴う休日出勤時の職員の子どもに対する預かり保育に関するアンケート」を実施し、その結果に基づき、大学入試センター試験実施日に学内に臨時託児室を開設した。

【平成 27 事業年度】**①組織の設置【1】**

大学運営における学長の戦略的な意思決定を支援するため、学長の指示を受け大学運営の基礎となる情報を収集・分析する IR 組織として、「情報戦略室」を設置した。エビデンスに基づく大学運営の改善に向けて、平成 27 年度は試行的に大学院定員充足に関する分析に取り組んだ。平成 28 年度は学生募集の広報活動をより効果的に実施できるよう、この結果を活用することとしている。

②監査体制の強化【1】

監査体制の一層の強化策として、業務監査を担当する非常勤監事を平成 28 年度から常勤化することを決定した。常勤監事は、学内の各委員会等にオブザーバーとして出席し、随時意見を述べるができるようにすることとしている。

③ガバナンス体制の強化【1】

ガバナンス体制の強化を図るため、副学長を 4 人から 5 人に増員するとともに、教育委員会との一層の連携強化のための学長特別補佐を任命した。

2 事務等の効率化・合理化に関する取組について**【平成 22～26 事業年度】****①事務系職員の研修の充実【7】**

事務系職員の資質・能力の向上を図るため、毎年度計画的に学内外の研修を受講させたことにより、平成 22～26 年度の 5 年間で、目標を大きく上回る平均 63.8%（延べ受講者数で年間 51.6～72.0%）の職員が研修を受講した。

平成 25 年度には、職員 2 人に第二種衛生管理者に関する研修を受講させ、同資格を取得した。そのほか、平成 26 年度には、研修内容の還元を図るため、若手・中堅職員を対象とした事務系職員 SD 研修を 2 回実施し、他機関での研修に参加した職員や人事交流から復帰した職員等が報告を行い、直接研修に参加しなかった職

員に対しても能力向上の機会を確保した。

②事務組織の編成と機能の見直し【6】

人件費の削減、既存業務の整理、将来を見越した対応、事務を効率的・合理的に処理するための措置等の観点から、事務組織の編成と機能について、主に次の見直しを行った。

- ・理事・副学長と事務局の融合的体制整備のため、総務部・学務部の2部制を廃止した。
- ・事務局全体での大学改革の推進役として、「総合企画部長」を配置
- ・上越教育大学基金の設立に際し、学部及び大学院の同窓会等との連携・交流等の対外的な窓口を一本化し、業務を効率的に推進するため、「総合交流推進室」を設置
- ・企画室と広報室を統合整理して「企画・広報課」を設置し、予算編成や入試広報の業務を他課から企画・広報課に集約することにより、法人運営の戦略を一体的に実施

【平成 27 事業年度】

①事務組織の編成と機能の見直し【6】

企画・広報課の業務の範囲が拡大したことから、より効率的な業務運営を図るため、法人運営における企画機能を担当する経営企画課と、大学広報全般を担当する広報課に分課した。また、就職支援を担当するプレイメントプラザについて、副学長が室長としてリーダーシップを発揮する組織に改組し、学生の教員就職率向上に向けた支援体制を強化した。

【第 1 期中期目標期間評価における課題に対する対応】

①専門職学位課程（教職大学院）の定員の充足

第 1 期中期目標期間評価における課題として、「大学院専門職学位課程（教職大学院）において、学生収容定員の充足率が平成 20、21 年度において 90%を満たさなかったことから、今後、速やかに、定員の充足に向け、入学定員の適正化に努めることや、入学者の学力水準に留意しつつ充足に努めることが求められる。」との指摘を受けた。

このため、平成 21 年度に実施した平成 22 年学生募集に当たっては、都道府県教育委員会への訪問・招へいによる説明、大学院説明会の充実（新たな個別相談会を開催）、広報活動の更なる充実に努めた。その結果、入学定員 50 人に対して 62 人が入学し、学生収容定員の充足率が前年度の 83.0%から 114.0%に上昇した。平成 23 年度以降も、継続して 90%以上の充足率を維持し、平成 23 年度及び平成 25 年度には修了者（現職教員学生及び進学者を除く）の教員就職率が 100%であったことから、学校現場で即戦力となる高い実践力を備えた教員を送り出していると判断できる。

2. 共通の観点に係る取組状況

○ 戦略的・効果的な資源配分、業務運営の効率化を図っているか。

(1)柔軟かつ迅速な資源の配分

学内予算編成方針を毎年度策定し、次年度の予算編成時に学内外における状況変化を反映して柔軟に経費を見直すための指針としている。また、全学的な視点から教育研究の活性化や大学運営の改善等を図るため、学長裁量経費として毎年

度 90,000 千円（平成 27 年度は 117,575 千円）を確保し、学長の判断により必要な経費を適宜配分している。さらに、大学院の学生定員充足、学生支援の充実、教育の改善及び地域連携の推進並びに業務達成基準を適用したプロジェクト事業を円滑に実施するため、重点施策経費を配分している。業務達成基準を適用した主な事業は、次のとおりである。

- ・研究プロジェクト事業 11 件（平成 26～27 年度）
 - ・上越教育大学附属学校における ICT 推進事業（平成 26～27 年度）
 - ・都道府県教育委員会との連携強化加速期間事業（平成 26～27 年度）
- 次世代を担う若手教員の育成のための戦略的な資源配分として、各種の研究助成を実施しており、若手研究の区分を設けて、学内研究プロジェクトにおける毎年度 10 件以上の採択や、科学研究費助成事業採択者への研究費の支援、国際学会参加者への旅費支援を行っている。

(2)迅速かつ効率的な意思決定と業務遂行

大学の重要課題に関する執行部の情報共有と意見交換の機会として、学長、理事、副学長、事務局長、事務局課長等を構成員とするトップミーティングを毎週開催している。この中で執行部の意識の共有が図られるとともに、事案によっては学長からトップダウンの指示が出され、理事・副学長が委員長を務める各種委員会において、速やかな業務遂行が図られる体制を敷いている。

(3)業務運営の合理化、管理運営の効率化

業務運営の合理化、管理運営の効率化に向けて、事務局長及び事務局課長で組織する事務連絡会において、毎年度各職員から集めた意見や各課の抱える課題等に依りて、事務組織の見直しを行っている。平成 25～27 年度においては、大学の経営企画を担当する課に予算編成業務を移管し、大学改革の推進に向けた戦略的な機能を高めたほか、大学広報の担当課に入試広報業務を移管し、受験生から地域住民まで、大学の広報戦略に基づく一体的かつ総合的な情報発信が行えるよう機能強化を図っている。

○ 外部有識者の積極的活用や監査機能の充実が図られているか。

(1)経営協議会学外委員からの意見への対応

経営協議会学外委員から、優秀な入学者を確保するため、大学院在学者・進学者に対する特例としての採用候補者名簿の登載期間の延長・採用の延期について、関係教育委員会に働きかけてはどうかという意見があったことから、新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会との連携推進協議会を通じて、県・市への要望を伝えた。その後、同協議会の場において新潟県から、教員採用試験に合格後、大学院進学を理由に採用を辞退した者の 1 次試験を一定の場合免除する特例措置を実施した旨の報告があり、本学の要望が一部取り入れられた。

なお、経営協議会学外委員からの意見に係る本学の対応状況について、本学ホームページに掲載し、公表している。

(<http://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/070yakuinkai/index.html>)
「経営協議会学外委員からの意見等への対応状況」に掲載)

(2)監査機能の充実

本学における監査全般に関する組織的な体制を整えるため、平成 23 年度に学長直属の法人組織として設置した「監査室」に、平成 26 年度から専任の室長を配置し、監査体制の充実を図った。内部監査については、内部監査実施計画に基づき、

監査室員及び学長が指名した監査員が、業務監査、財務会計監査等を定期的を実施し、是正すべき点があった場合は、監査結果報告書において指摘する体制としている。平成 27 年度においては、内部監査により科学研究費助成事業に係る旅費支給の過誤が発見され、過誤による差額を日本学術振興会に対して返還する措置を執った。

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
① 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標 本学の持つ知的・人的・物的資源を活用して、外部研究資金その他の自己収入の増加に向けた取組を行う。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト			
		中期	年度		中期	年度		
【9】 科学研究費補助金についてはその獲得に積極的に取り組み、申請を促すための効果的な支援体制を強化し、平成 21 年度に比し中期目標期間中に申請件数 20% 増の達成を目指す。	/	IV	Ⅳ	（平成 22～26 年度の実施状況概略） 自己収入増加のための科学研究費助成事業（科学研究費補助金）申請件数の増加に向けて、応募説明会の開催や、研究支援体制を強化するために平成 22 年度に設置した「研究推進支援室」（平成 25 年度に同室の業務を学術研究委員会の専門部会に移管）における申請等に係る相談対応、採択者・不採択者への研究費の支援など、積極的な取組を行った結果、平成 23 年度中の申請件数が 93 件となり、平成 21 年度交付分の申請件数 76 件に比べ 22% の増となつて、以後 20% 以上の増加を保持している（平成 22 年度 9% 増、平成 23 年度 22% 増、平成 24 年度 24% 増、平成 25 年度 29% 増、平成 26 年度 28% 増）。また、平成 26 年度には申請件数の増加に向け、新たに「退職（予定）教員の応募手続」を整備し、2 件の申請があった。その結果、第 1 期中期目標期間中の各年度の平均獲得金額 50,953 千円に対し、平成 22～26 年度の平均獲得金額は 57,740 千円と、1 割以上増加した。 さらに、自己収入の増加に向けた取組として、平成 26 年度に「上越教育大学基金」を創設し、寄附金の受入れを開始した。基金については、同窓会とも連携し、卒業者・修了者への基金の PR を行った結果、平成 26 年度は 57 件、3,436 千円の寄付申込みがあった。				
				【9-1】 科学研究費助成事業（科研費）の安定的な申請件数の維持に努める。	III	（平成 27 年度の実施状況） 【9-1】 P24 1. 特記事項 1 外部資金等の増加に関する取組 【平成 27 年度】 「②科学研究費助成事業申請件数の増加」に記載		
						【9-2】 上越教育大学基金への募金計画を策定し、実施する。	III	【9-2】 P24 1. 特記事項 1 外部資金等の増加に関する取組 【平成 27 年度】 「③上越教育大学基金による支援事業」に記載
				ウェイト小計				
				ウェイト総計				

[ウェイト付けの理由]

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
② 経費の抑制に関する目標

中期目標 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

中期計画	平成27年度計画	進捗状況		判断理由(計画の実施状況等)	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【10】 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。	【10】 (平成23年度に達成済みのため平成27年度は計画なし。)	III		(平成22~26年度の実施状況概略) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度から平成23年度まで国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、俸給表の引き下げや、教職員の新規採用の抑制等を行った。平成22年度においては、総人件費改革の基準となる平成17年度人件費予算相当額から、16.4%の人件費を削減した。平成23年度においては、平成17年度人件費予算相当額から16.5%の人件費を削減した。		
				(平成27年度の実施状況) 【10】		
				ウェイト小計		
				ウェイト総計		

[ウェイト付けの理由]



I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標	各種業務の効率化・見直しを図り、経費の抑制に努める。
------	----------------------------

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
【11】 業務の効率化・合理化を進め、 経費を抑制するための見直しを 随時行う。	/	III		(平成 22～26 年度の実施状況概略) 平成 22 年度に、Web 給与明細照会システムの導入により、役職員の給与明細を Web で確認できるようにし、ペーパーレス化と給与業務の効率化を実現した。平成 23 年度には、事務局の常勤職員を対象に就業管理システムを導入し、出退勤、休暇申請、勤務時間を Web 画面上で処理できるようにし、勤務時間管理の効率化と出勤簿、休暇簿等のペーパーレス化を図った。また、平成 25 年度には、新潟県内の国立大学法人 3 機関でリサイクル PPC 用紙（コピー紙）の共同調達を行い、契約業務の合理化と経費の節減（前年度比 225 千円の減）につなげた。さらに、平成 26 年度には、新たな総合複写サービス（ <u>役員契約</u> ）を複数年契約（5 年）で締結したことにより、事務局を含めた全体の経費が導入からの 4 か月で 496 千円削減された。この契約では、賃貸借契約と保守契約を統合したことにより、毎月の支払手続きなどの事務処理も省力化された。		
	【11】 業務の効率化・合理化を進め、経費の抑制に努める。			III		

<p>【12】 省エネルギー効果の高い設備への更新、複数年契約など、経費の抑制が見込まれる契約方法等について、可能なものから実施する。また、コスト意識を高めるための情報を適宜公表し、学内啓発活動を行う。</p>		<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) 経費の抑制のため、校舎清掃契約については単年度契約から平成 23～24 年度及び平成 25～27 年度の複数年契約に、総合複写サービス(役務契約)を5年間の複数年契約とし、単年度契約を継続した場合と比べ 9,399 千円削減した。 そのほか、山屋敷地区構内各棟の照明器具約 2,800 台の高効率型器具への更新、暖房用ボイラー及び冷温水発生機の運転効率の高い設備への更新等を行った。また、コスト意識を高める啓発活動として、毎年度、夏期及び冬期に節電計画を策定し、教職員・学生に対して周知するとともに、光熱水料等の使用実績を掲載した省エネポスターを作成するなどの取組を実施した。これらの取組により、平成 26 年度は、平成 21 年度と比較して全学で電気使用量では 4.5%、ガス使用量では 7.7%の削減を達成した。</p>	
<p>【12】 契約事務の省力化のために実施している複数年契約や契約時期の分散など引き続き実施する。また、コスト意識を高めるための情報を公表し、学内啓発活動を行う。</p>			<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 27 年度の実施状況) 【12】 複数年契約(20 件)や契約時期の分散(7 件)を引き続き実施した。 年間を通じた経費の削減を図るため、総合複写サービスの月別の印刷経費情報を、定期的に事務連絡会の会議で報告し、コスト意識を醸成した。 夏期及び冬期それぞれ節電計画を策定し、教職員・学生への周知及び省エネポスターを作成するなどの取組を実施した結果、平成 27 年度は平成 21 年度と比較して全学で電気使用量では 8.9%、ガス使用量では 11.7%の削減を達成した。 また、平成 27 年度のキャンパス情報システムの更新において、契約内容の見直しを実施し、学務情報システムや財務会計システムの一部をクラウド化してキャンパス情報システム(キャンパスクラウドシステム)上で稼働させることにより、サーバー等のハードウェアにかかる費用等を削減した(契約合計で約 55,000 千円の減)。</p>
			<p>ウェイト小計</p> <hr/> <p>ウェイト総計</p>	

[ウェイト付けの理由]

⋮

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標 大学運営資金の適切な運用を図るとともに、保有資産の有効活用を推進する。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【13】 大学運営資金の運用を安全かつ効果的に行い、収入の確保に努める。		III	/	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 大学運営資金の適切な運用により収入を確保するため、余裕資金を日本国債や定期預金により運用し、平成 22～26 年度に得られた運用益 578 千円を大学運営資金に充当した。		/
	【13】 大学運営資金の運用を安全かつ効果的に行い、収入の確保に努める。			III 【13】 大学運営資金の適切な運用により収入を確保するため、資金運用計画を策定し、余裕資金の運用を行い、運用益 40 千円を大学運営資金に充当した。		
【14】 保有資産について効率的な活用を行うため随時検証を行い、情報の共有化を進める。		III	/	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 部屋の使用用途の変更などにより不要となった物品について、物品リユース案内を教職員が共有するグループウェア上の電子掲示板に掲載した結果、平成 22～26 年度に計 99 点がリユースされ、有効利用を図った。 また、施設有効活用のため、チャージスペース制度に基づき、毎年度、共用スペース等の利用者を募集、決定し、平成 22～26 年度に計 25 室を貸与した。さらに、施設の点検・調査を実施し、各施設・設備の利用責任者、利用状況等をデータベース化した「施設カルテ」を定期的に更新し、共用スペース等を決定するなど、施設を有効活用した。		/
	【14-1】 有効利用が可能な物品の情報を掲示板等により全学に周知し、有効利用を図る。			III 【14-1】 不要となった物品について、物品リユース案内を全教職員が共有する電子掲示板に掲載し、有効利用を図った。その結果、3 点がリユースされた。		
	【14-2】 施設の利用実態を把握し、利用率の向上に努める。			III 【14-2】 前年度に実施した施設の有効活用に関する調査結果を各コース長に示し、利用状況の評価の低い部屋については改善を求め、有効利用の向上を図った。施設有効活用のため、チャージスペース制度に基づき、共用スペースの 3 室について、利用者の募集を行い、審査の上、貸与した。これに加えて、使用されていない教員室の利用についても教員に対し募集を行い、1 室を貸与した。 さらに、コースが管理する実習室の有効利用を図るため、用途を全学共通の教室に変更したほか、平成 28 年 1 月～2 月に 94 室を対象として施設の有効活用に関する調査を実施し、調査の評価結果を基に平成 28 年度の施設利用計		

		画を作成した。		
			ウェイト小計	
			ウェイト総計	

[ウェイト付けの理由]

⋮

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

1 外部資金等の増加に関する取組について

【平成 22～26 事業年度】

①競争的資金の獲得【9】

外部研究資金を積極的に獲得するため、学長のリーダーシップの下に、事業内容を戦略的に検討し、申請を行った。平成 22～26 年度の 5 年間で累計 7 億 49 百万円の受託事業・受託研究等に係る外部資金を獲得し、主に次の事業を実施した。事業の成果から、事業終了後も学内財源を投入し、本学の機能強化のための重点施策として実施しているものもある。

- ・フューチャースクール推進事業 (H23～25) 132, 080 千円
- ・理数系教員養成拠点構築事業 (H22～25) 105, 942 千円
- ・戦略的創造研究推進事業(さきがけ) (H22～27) 69, 082 千円
- ・学士力・教師力を高める教員養成カリキュラムの開発 (H22～24) 45, 240 千円
- ・初等教育教員養成課程における科学的リテラシーの育成 (H22～24) 44, 420 千円
- ・教師の専門職化をフォローする研修体制の構築 (H25～27) 42, 357 千円
- ・戦略的な教育支援プロジェクト (H23～25) 37, 484 千円
- ・大学生の就業力育成支援事業 (H22～23) 36, 950 千円
- ・産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業 (H24～26) 33, 800 千円

②科学研究費助成事業の申請件数の増加【9】

科学研究費助成事業に採択された研究の進展を支援し、今後の継続的な申請につなげてもらうため、採択者に対して「研究奨励費」を配分した。さらに、過去の応募・採択状況の把握・分析や個別に教員へ働きかけるなど積極的な取組を行った。平成 26 年度は、新たに科学研究費助成事業に係る「退職(予定)教員の応募手続」を整備し、支援体制を強化したことにより、該当者 2 人から申請があり、うち 1 人が採択された。

これらの取組の効果もあって、中期計画に掲げた平成 21 年度交付分の申請件数 76 件に比して 20%増の目標に対して、平成 24～27 年度(23～26 年度申請分)の申請件数は 93～98 件、増加率は 22～29%と目標を上回り、外部資金の獲得に向けて科学研究費助成事業申請件数を増加させることができた。

科学研究費助成事業の申請状況(平成 23～27 年度交付分)

年 度	23	24	25	26	27
申請件数	83 件	93 件	94 件	98 件	97 件
増 加 率	9%	22%	24%	29%	28%

③上越教育大学基金の創設・運営【9】

本学の財政基盤を長期的に支える収入を確保し、学生支援活動、教育研究活動及び地域貢献活動等のより一層の推進と、キャンパス環境の整備・充実に資することを目的に、平成 26 年度に「上越教育大学基金」を創設し、寄附金の受入れを開始した。このことにより、教育研究活動等の推進に向けた財政基盤の強化を図った。

【平成 27 事業年度】

①競争的資金の獲得【9】

外部研究資金を積極的に獲得するため、学長のリーダーシップの下に、事業内容を戦略的に検討し、申請を行った。平成 27 年度は 48 百万円の受託事業・受託研究等に係る外部資金を受け入れ、主に次の事業を実施した。

- ・教師の専門職化をフォローする研修体制の構築 (H25～27) 10, 782 千円
- ・小学校教員資格認定試験 (H22～27) 7, 334 千円
- ・小規模校における定常的な学年・学校連携 (H25～27) 6, 792 千円

②科学研究費助成事業申請件数の増加【9】

平成 28 年度の申請が 92 件で、平成 21 年度の申請件数 76 件に比べ 21%の増加となった。また、獲得金額では、第 1 期中期目標期間中の平均獲得金額 50, 953 千円に対し、平成 22～27 年度の平均獲得金額は 57, 200 千円と、1 割以上増加した。

③上越教育大学基金による支援事業【9】

平成 26 年度に創設した上越教育大学基金について、学外者を含む委員で組織される基金運営委員会において「上越教育大学基金募金計画」を策定した。併せて、ホームページを開設し、学内外への積極的な PR を行った結果、延べ 184 件の寄附があり、寄附金受入額は 6, 633 千円となった。基金への寄附金を原資として、本学の学生支援活動、教育研究活動及び地域貢献活動等を推進するため、次の事業等を実施した。

- ・辰野千壽教育賞事業(辰野千壽教育賞の授与)
- ・教育実践研究等への助成事業(卒業・修了者への研究助成等)
- ・給付型奨学金事業(「くびきの奨学金」を学生 34 人に支給)

2 経費の抑制に関する取組について

【平成 22～26 事業年度】

①業務の効率化・合理化による経費の抑制【11】

業務の効率化・合理化による経費の抑制を図るため、次の取組等を実施した。

- ・Web を利用したシステムの導入による効率化(ペーパーレス化の推進)
- Web 給与明細照会システムを導入し教職員の給与明細を Web 上で確認できるようにしたこと、支払業務における債権者への支払通知を電子メールで行えるようにしたことや、事務局常勤職員に Web を利用した就業管理システムを導入して出勤簿、休暇簿等を電子化したことにより、ペーパーレス化の推進及び業務の効率化を図った。

・業務システムの学内構築による合理化

- 学生宿舍寄宿料の債権管理システム、授業料システムを学内で構築、運用した

ことにより、業務を合理的に実施するとともに、専用システムを導入した場合と比較して、導入費用（6,752千円）及び保守費用（年額575千円）を削減した。

・共同調達による業務の合理化

新潟県内の国立大学法人の3機関でリサイクルPPC用紙（コピー紙）の共同調達を行い契約業務の合理化を図るとともに、経費を削減（前年度比225千円）した。

・契約方法の見直しによる合理化

従来の複合機の賃貸借契約及び保守契約の契約方式を抜本的に見直し、本学に適した総合複写サービス（役務契約・複数年契約）として契約を一本化し、5年契約で締結したことにより、複合機の賃貸借契約及び保守契約の合理化を実施した。このことにより、事務局を含む複写機25台にかかる経費が削減された（平成26年12月から平成27年3月までの経費が、前年度同期比△9.6%、月平均124千円削減）。

②省エネルギーの推進のための設備の見直し等【12】

平成22年度に山屋敷地区構内の照明器具約2,800台を高効率型に更新するなど省エネ型の照明器具への更新は平成23年度に完了し、更新前の器具と比較して年間で4%の節電が可能となった。

また、平成23年度には、最新の高効率・長寿命の無電極点灯方式照明器具の外灯を採用し、従来と比較して約40%の省エネを実現した。

さらに、平成24年度には冷温水発生機設備を運転効率の高い運用方式のものに更新し、年間のガス使用量は約17千m³、経費は年間約160万円削減されることとなった。

【平成27事業年度】

①業務の効率化・合理化による経費の抑制【11】

業務の合理化の観点から、上越教育大学リポジトリを、本学での運用から国立情報学研究所の提供するJAIRO Cloudへ移行した。これにより、保守費用として前年度比583千円が削減されることとなった。

役員の旅費に関して鉄道賃のグリーン料金支給を取りやめることにより、経費の抑制（440千円）及び旅費支給事務の合理化を図った。

また、平成28年度には、学長・理事・副学長、事務局全職員、教育研究評議会評議員にタブレット端末を配付し、資料の印刷作業等の削減を図るとともに、ペーパーレス化による経費の抑制を図ることとした。

3 資産の運用管理の改善に関する取組について

【平成22～26事業年度】

①物品の有効利用【14】

有効利用が可能な物品について、全教職員が共有する電子掲示板に物品リユース案内を掲載し物品の有効利用を図った。平成22～26年度の間に、掲載した127点に対し99点がリユースされた。

②施設の有効利用【14】

平成22～25年度においては、施設利用実態を調査した上で、施設の有効活用

方策として、スペースチャージ制度（部屋を課金して貸与する制度）による共用スペース等の利用者を募集、決定し教育研究のため有効に利用した。（平成22年度：6室、平成23年度：6室、平成24年度：6室、平成25年度：7室）

【平成27事業年度】

①土地の売却【14】

山屋敷地区の一部の土地について、隣接する民間業者へ33,300千円で売却した。

2. 共通の観点に係る取組状況

○ 財務内容の改善・充実が図られているか。

(1)経費節減

平成27年度に、本学の学術論文等の教育研究成果を掲載する上越教育大学リポジトリを、本学サーバーでの運用から国立情報学研究所の提供するJAIRO Cloudへ移行した。これにより、保守費用として毎年度583千円が削減されることとなった。

また、平成25年度からは、新潟県内の国立大学法人3機関でリサイクルPPC用紙（コピー紙）の共同調達を行い、契約業務の合理化と経費の節減（前年度比225千円の減）につなげた。

(2)自己収入の増加及び資金の運用

本学の財政基盤を長期的に支える収入を確保するため、平成26年度に「上越教育大学基金」を創設し、寄附金の受入れを開始した。学内外への寄附の働きかけを積極的に行った結果、平成26、27年度に合計8,539千円を受け入れ、本学の自己収入の増加に寄与した。

また、余裕資金を国債で運用するとともに、寄附金を定期預金で運用し、運用益（平成25～27年度の合計で66千円）は大学運営資金に充当している。

(3)財務分析による運営の改善

本法人の財務活動状況を明らかにするため、毎年度、事業年度財務諸表とともに「財務レポート」及び「財務要覧」を作成している。

このレポート等により本法人の業務活動状況を把握、分析し、教育系大学等の財務指標の比較、管理的経費の継続的な節減・抑制、競争的資金の獲得を促す資料等として活用している。

また、本法人の財務活動状況を明らかにした資料として教職員へ周知するとともにホームページにおいて公表している。

(<http://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/050admindoc/zaim/>)

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
① 評価の充実に関する目標

中期目標	定期的な自己点検・評価を行い、その結果を大学運営の改善に活かす。
------	----------------------------------

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
【15】 自己点検・評価は、必要に応じて評価基準・観点の見直しを行い、実施する。		III		<p>（平成 22～26 年度の実施状況概略）</p> <p>本学独自の自己点検・評価として、大学全体に係るものと専門職学位課程に特化したものを実施している。</p> <p>大学全体に係るものについては、第 1 期中期目標期間末の平成 21 年度から 3 カ年に項目を分けて自己点検・評価を実施した。さらに、評価基準ごとの観点・指標の見直しを 24 年度に実施し、項目の整理を行った。</p> <p>また、専門職学位課程に特化したものについては、平成 24、25 年度の 2 カ年に項目を分けて自己点検・評価を実施した。さらに、評価基準ごとの観点・指標の見直しを 26 年度に実施し、項目の整理を行った。</p>		
	【15】 第 2 期中期目標期間に係る中期計画について自己点検・評価を実施する。	III		<p>（平成 27 年度の実施状況）</p> <p>【15】 第 2 期中期計画の達成状況について、各年度における自己点検・評価報告書の内容を基に、担当組織による自己点検・評価を実施し、第 2 期中期目標期間における本学の取組を検証した。</p>		
【16】 教員の教育・研究活動及び社会との連携に関する状況については、各教員ごとに自己点検・評価を実施する。		III		<p>（平成 22～26 年度の実施状況概略）</p> <p>各教員が常に教育・研究活動の現状を客観的に把握するとともに、学部・大学院等の理念・目的との関連において点検・評価し、各教員が誇るべき長所と改善すべき点を明らかにして不断に改善・改革を行い、本学の教育研究活動等の水準を維持・向上させることを目的に、毎年度、教育・研究活動及び社会との連携に関する状況について、教員の自己点検・評価を実施した。評価結果及び全体的な状況は教育研究評議会において報告・共有されたほか、年次報告書にまとめ、本学ホームページで公表した。</p>		
	【16】 各教員の教育・研究活動及び社会との連携に関する状況についての自己点検・評価を実施する。	III		<p>（平成 27 年度の実施状況）</p> <p>【16】 平成 26 年度における各教員の教育・研究活動及び社会との連携に関する状況について、教員の自己点検・評価を実施し、評価結果及び全体的な状況を年次報告書にまとめ、本学ホームページで公表した。</p>		

<p>【17】 自己点検・評価等の評価結果に基づき、改善計画を策定し、実施した成果を検証する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) 平成 22 年度においては、前年度に実施した本学評価基準による自己点検・評価において、学長が改善を要する点として取り上げた事項について、各担当組織で改善案を策定し、改善を図った。例えば、特別支援教育実践研究センターと附属学校との連携による研究体制について、組織や方法の検討が必要という課題に対し、特別支援教育コースを担当する全教員をセンター兼務とすることにより組織の拡充を図った。</p>	
<p>【17】 大学機関別認証評価結果を分析し、改善を要する点があった場合は、計画を策定し改善する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 27 年度の実施状況) 【17】 平成 26 年度大学機関別認証評価の評価結果において、改善を要する点はなかったが、さらに充実しなければならないと考えられる点として、<u>成績異議申し立て制度の改善等</u>があったため、それらについて改善策を定め対応した。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	
		<p>ウェイト総計</p>	

[ウェイト付けの理由]

⋮

I 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
② 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

中期目標	社会に対する大学の説明責任を果たすために、情報を効果的に公開・発信する。
------	--------------------------------------

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【18】 多様な媒体を効果的に活用して、社会に分かりやすい形式で正確、迅速に提供する。	/	IV		<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) 本学ホームページを全面的に刷新し、求める情報にアクセスしやすいよう構成、配置を整理したほか、学部紹介ビデオをリニューアルする等、本学志願者や社会に対して、本学の情報を分かりやすく、効果的に発信できるようにした。 また、大学広報誌「JUEN」の発行（年 3 回）、地域への情報発信を目的としたフリーペーパー「山ろく線通信」の発行（年 4 回）、本学後援組織「上越教育大学振興協力会」等を主な対象とした「ニュースレター」の発行（年 6 回）等により、本学の各種取組に対して関係者や地域住民等からの理解を得られるよう、情報を幅広く周知した。 さらに、平成 25 年度には、平成 27 年 3 月の北陸新幹線開業決定を契機に、構成員が共通認識を持って戦略的な広報活動を展開していくための方向性をまとめた「広報活動に関する基本方針」を制定し、「<u>ヴィジュアル戦略</u>」、「<u>統一イメージ戦略</u>」、「<u>報道・地域協働戦略</u>」の 3 点を柱として<u>広報活動を実施した</u>。とりわけ、新たなロゴマークと、イメージキャラクター「マナーブ・デ・ジョーキョー先生」に関しては、本学の刊行物に掲載する等して、本学の戦略的な広報を推進するために活用した。 平成 26 年度から新たに「<u>報道機関との懇談会</u>」を開催し、報道機関との連携協力の強化を図った。</p>		
		III		<p>(平成 27 年度の実施状況) 【18】 本学の情報を分かりやすく正確かつ迅速に提供するため、次のとおり取り組んだ。 ・<u>広報誌等の発行</u>（大学広報誌「JUEN」の発行（年 3 回）、地域への情報発信を目的としたフリーペーパー「山ろく線通信」の発行（年 4 回）、本学後援組織「上越教育大学振興協力会」等を主な対象とした「ニュースレター」の発行（年 6 回）） ・<u>ホームページのレイアウトの見直し</u>を行い、大学としてアピールしたい内容についてトップページ中央部分に配置するなど、情報を分かりやすく整理した。 ・「<u>報道機関との懇談会</u>」を開催し、報道機関との連携協力の強化を図った。</p>		

			<p>・「上越教育大学出版会」の最初の出版物となった「教育管理職のための法常識講座」の出版に際し、記者発表を行うなど、報道機関を活用した PR 活動を展開した。</p> <p>また、上越教育大学ブランド確立及び統一的な広報を進めるための一環として、大学オリジナルパッケージをデザイン・作成し、地元商店の協力を得て、オリジナルパッケージに当該商店の商品を入れ、オープンキャンパス、大学祭で販売するなど、地元商店との連携体制を構築した。</p> <p>さらに、入学式、卒業式、オープンキャンパス、附属小学校の放課後児童クラブ開所式等の行事において、イメージキャラクター「マナーブ・デ・ジョーキョー先生」の着ぐるみを活用し、本学の PR に努めた。</p>	
<p>【19】 社会から大学の発展に資する建設的な意見を得られやすくするよう、環境を整備し、その意見を積極的に活用する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略)</p> <p>ホームページに、社会から意見を得るための意見投稿フォーム機能や、簡易アンケート機能を整備した。投稿された意見を踏まえ、大学院学生保護者への成績通知方法の見直しを行った。また、ホームページの機能を利用して広報誌に関するアンケートを実施し、要望が多かった内容(部活動など)を特集記事として盛り込む等、広報誌の充実に活用した。</p> <p>平成 26 年度には、新たに「近隣町内会との懇談会」を開催し、学長・理事・副学長等と地元住民の方との積極的な情報交換の場を設けた。</p>	
<p>【19】 社会からの意見を得るために整備した環境により意見の収集に努める。</p>	<p>Ⅲ</p>		<p>(平成 27 年度の実施状況)</p> <p>【19】 ホームページ上に設けている「意見・提案」募集のページ(投稿ページ)により意見収集を実施し、「学生宿舎の環境整備」に関する意見・提案が寄せられたことを受け、対応状況を回答するとともに更なる環境整備を行った。</p> <p>また、報道関係機関との懇談会を開催し、報道関係機関 9 社から出席いただき、意見を収集した。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>	
			<p>ウェイト総計</p>	

[ウェイト付けの理由]



(3) 自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項等**1. 特記事項****1 評価の充実に関する取組について****【平成 22～26 事業年度】****①外部評価制度の導入【17】**

学外者による外部評価の実施による教育の質の改善に取り組むため、平成 24 年度に外部評価制度を導入し、「外部評価委員会」を開催した。同委員会委員には、前新潟県教育委員会教育次長、富山県教育委員会理事及び全国公立学校教頭会顧問の学校教育関係者、元国立大学長及び本学名誉教授の学識有識者の 6 人を任命した。本学が実施した「教育の成果」、「教育の質の向上及び改善のためのシステム」、「学生支援等」に関する自己点検・評価に関して、自己評価書をもとに書面調査（大学側との意見交換）と実施調査（授業視察や教育関係・学生支援関係の施設の視察）を行った。評価結果は外部評価結果報告書にまとめ、公表するとともに、報告書において意見等が付された事項については、学長から各実施組織に対応を指示した。異文化理解や国際的感覚を養うことが必要との意見については、国際交流推進センターを設置し、ICT 活用に関する意見については、情報教育に関する最新の教育実践と社会動向に対応する科目として「プログラミング教育基礎演習」を新設することとしたなど、評価結果を教育の質の改善に活用した。

②自己点検・評価基準の見直し【15】

本学自己点検・評価実施要項により実施している点検・評価の結果について、認証評価の受審等に活用することとしていることから、教育の質保証の点を充実させるため、評価基準の見直しを行い、項目を整理した。

【平成 27 事業年度】**①教員の自己点検・評価【16】**

第 3 期中期目標において「21 世紀を生き抜くための能力+ α 」を備えた教員の養成を掲げたことに対応して、教員の自己点検・評価の観点を見直した結果、「能動的学修（アクティブ・ラーニング）に関する取組状況」という観点を新設し、授業におけるアクティブ・ラーニングの実践を促した。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する取組について**【平成 22～26 事業年度】****①戦略的な広報活動の展開【18】**

各担当部署の判断による統一感のない広報や知名度・認知度の低さの反省点から、大学が一体となって戦略的な広報活動を展開するため「ヴィジュアル戦略」、「統一イメージ戦略」、「報道・地域協働戦略」の 3 点を柱とし、「国立大学法人上越教育大学の広報活動に関する基本方針」を制定し、それぞれ次のような取組を実施した。

・ヴィジュアル戦略

視覚的に本学を印象づけるため、コミュニケーションマーク、ロゴタイプ、ロゴマーク、スローガン、イメージキャラクターを決定した。

なお、イメージキャラクター「マナーブ・デ・ジョーキョー先生」は、学内での募集と投票を経て決定したものであり、さらに着ぐるみを製作し、平成 27 年 3 月の北陸新幹線の開業イベントへの参加を皮切りとして、入学式、卒業式、オープンキャンパス等で広報活動に活用した。

・統一イメージ戦略

上越教育大学ブランド確立のための統一的な広報を進めるため、デザインの相談や大学広報に関するデザインの一元管理を目的に、「デザイン相談ルーム」を設置した。また、ロゴマークの使用方法などを説明した「ユニバーシティ・アイデンティティ マニュアル」を作成した。

・報道・地域協働戦略

報道関係者に対して、本学の現状や今後の取組について情報提供を行い、本学に対する理解と関心を深めてもらうとともに、連携協力の強化を図ることを目的として、「上越教育大学と報道機関との懇談会」を開催した。

②学生との協働による広報活動【18】

本学の学生団体「全力広報部」と協働して広報誌を編集することにより、学生目線による本学の魅力を発信した。

③広報オープンルームの開設【18】

本学の教育研究活動の積極的な情報発信を目的として、事務局正面玄関の入口のオープンスペースに、入試情報等の各種広報資料、周年記念誌等の公開資料や附属学校の資料及び広報グッズなどを展示した「広報オープンルーム」を開設した。このコーナーは、オープンキャンパスに訪れた受験生や保護者、会議で来学した他大学の教職員等に利用されており、本学の情報発信拠点の役割を果たしている。

④地域住民への情報発信・意見聴取【19】

地元住民の方に本学の活動への理解をより一層深めていただき、本学に対する協力や支援をいただき、積極的に情報交換を行うことを目的に、平成 26 年度に初めて学長・理事・副学長等と「近隣町内会との懇談会」を開催した。

【平成 27 事業年度】**①地域との協働による広報【18】**

上越教育大学ブランド確立及び統一的な広報を進めるための一環として、オリジナルパッケージをデザイン・作成し、地元商店の協力の下、オリジナルパッケージに当該商店の商品を入れ、オープンキャンパス、大学祭で販売するなど、地元商店との連携体制を構築した。

②上越教育大学出版会による出版物の刊行【18】

出版に関する助言や出版物の企画を充実させ、出版を通じて本学の研究成果を社会に発信するため平成 25 年度に設置した「国立大学法人上越教育大学出版会」

の出版事業として、応募原稿による著作物2件を発行し、本学の研究成果を発信した。

2. 共通の観点に係る取組状況

○ 中期計画・年度計画の進捗管理、自己点検・評価の着実な取組及びその結果の法人運営への活用が図られているか。

(1) 中期計画・年度計画の計画的な実行体制

年度計画については、次のPDCAサイクルにより管理・実施し、中期計画の達成に向けて毎年度の着実な進捗を図っている。

【年度当初 (P・D)】

・各年度計画を担当する実施組織は、実施計画（想定する成果、実施スケジュールなど）を決定

【年度中期 (C)】

・理事及び副学長等は、委員長等として担当する各実施組織における年度計画の進捗状況を確認

・学長、理事及び副学長等は、各実施組織と年度計画の実施に関する共通認識を持つため、ヒアリングを実施

【年度後期 (C)】

・各実施組織は、担当する年度計画の自己点検・評価（実施予定も含む。）を実施し、自己点検・評価報告書を提出

・情報戦略室は、年度計画達成の観点等から報告書を検証し、意見等を実施組織へフィードバック

【年度末～翌年度当初 (A)】

・各実施組織は、情報戦略室の意見等も踏まえ、再度自己点検・評価報告書を提出

・情報戦略室及び大学評価委員会は、大学全体の視点から自己点検・評価の検証を行い、学長へ報告

(2) 自己点検・評価の着実な取組及びその結果の法人運営への活用

本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、「自己点検・評価規則」に基づき、大学評価委員会が自己点検・評価に係る企画、立案及び実施の総括を行っている。この中で、大学院定員の未充足が課題となったことから、大学運営の基礎となる情報を収集・分析するIRを担う組織として「情報戦略室」を設置し、平成27年度は試行的に大学院定員充足に関する分析に取り組んだ。平成28年度は学生募集の広報活動をより効果的に展開するため、この結果を活用することとしている。

○ 情報公開の促進が図られているか。

ホームページに、本学の公開情報をまとめたページを設け、次の情報を始め教育研究活動や業務運営の状況を公開している。

・大学の教育活動に関する情報（学校教育法施行規則第172条の2関係）

(<http://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/060rule/>)

・法人の運営に関する情報（独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報等）

(<http://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/050admindoc/>)

・教員の養成の状況についての情報（教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する情報）

(<http://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/065rule.html>)

また、大学広報誌「JUEN」の発行（年3回）、地域への情報発信を目的としたフリーペーパー「山ろく線通信」の発行（年4回）、本学後援組織「上越教育大学振興協力会」等を主な対象とした「ニューズレター」の発行（年6回）等により、本学の各種取組に対して関係者や地域住民等からの理解を得られるよう、情報を幅広く周知している。

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標 施設マネジメント基本方針により、教育研究活動の基盤となる施設整備を行う。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【20】 新たな教育研究動向や施設設備に関するニーズの変化に対応するとともに、地球環境保護に配慮した整備を行う。		III		<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略)</p> <p>学生の学習・生活環境のニーズに対応した施設整備として、院生研究室の空調環境整備、講堂等の空調設備改修、学生宿舎駐車場整備及び学生専用駐車場増設、大学会館集会室の統合・改装等を行った。また、環境保全を志向した省エネルギー推進のための施設整備として、暖房用ボイラー設備の更新、冷温水発生機の更新、山屋敷地区構内各棟の照明器具約 2,800 台の高効率型器具への更新等を行った。さらに、平成 26 年度には音楽棟の耐震改修を行った。</p>		
	<p>【20】</p> <p>学生や教職員がより良い環境の下で教育・研究活動等を行うことができるよう環境整備に取り組むとともに、地球環境保護にも配慮しながら施設設備の整備に引き続き努める。</p>	IV		<p>(平成 27 年度の実施状況)</p> <p>【20】</p> <p>学生や教職員がより良い環境の下での教育・研究活動等を行うことができるよう、地球環境保護に配慮し、主に次のような施設設備の整備を行った。</p> <p>○教育研究支援設備、学生支援施設設備の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講堂耐震改修（5月～11月） ・附属小・中学校他屋内運動場等耐震改修（5月～11月） ・附属中学校校舎屋上防水改修（6月～9月） ・附属中学校校舎生徒用トイレ等改修（6月～11月） ・附属中学校体育館折半屋根塗装（6月～11月） ・自然棟昇降機設備改修（11月～1月） <p>多様な授業形態への対応の一環として、2 教室間をネットワークで繋ぐ「2 教室間双方向授業システム」を導入した。</p> <p>また、地球環境保護のため、LED 照明器具を採用し、再資源化用に解体したコンクリート、天井ボード、金属の分別を徹底した。</p> <p>さらに、アクティブ・ラーニングに対応した教室の整備として、既存の 2 教室及び附属図書館内のスペースを改修した。移動式の机とイス、ホワイトボード等を配置して、グループワークを行いやすいよう改修し、図書館 2 階のスペースについては授業にも利用できるようにした。</p>		

<p>【21】 エネルギーを使用する事業者として、地球環境負荷の低減に努める。</p>		<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略)</p> <p>東日本大震災後の電力不足を経て、省エネルギーの推進がより一層重要となっていることから、平成 23 年度から<u>毎年度夏期及び冬期の節電計画を策定し、教職員・学生に周知して協力を呼びかけた。</u>また、<u>省エネを呼びかけるポスターの掲示、エネルギー使用量を見える化した光熱水量使用実績データの学内周知等により、学内の省エネ意識の向上に取り組んだ。</u>さらに、<u>廊下・階段の照明にスイッチタイマーを取り付けることによる点消灯の自動化、暖房用ボイラー設備の更新等の設備の整備を行ったことにより、平成 26 年度は、平成 21 年度と比較して全学で電気使用量を 4.5%、ガス使用量を 7.7%削減し、環境負荷の低減を推進した。</u></p>	
<p>【21】 省エネ意識を高めるための情報を公表し、学内啓発活動を行う。</p>			<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 27 年度の実施状況)</p> <p>【21】 次のとおり省エネ意識向上のための取組を行ったことにより、エネルギー使用量の削減が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>光熱水量使用実績データの学内への公表</u> (毎月) ・<u>省エネチェックシートの配布</u> (毎月) ・<u>省エネポスターの掲示</u> (6 月、11 月) ・<u>省エネ設備</u> (空調機・照明器具) への更新 (12 月～3 月)
			<p>ウエイト小計</p>	
			<p>ウエイト総計</p>	

[ウエイト付けの理由]

⋮

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
② 安全管理に関する目標

中期目標 労働安全衛生法等を踏まえ、快適な修学・就労環境を実現する視点からの改善を図り、学生等（本学学生、附属学校の幼児・児童・生徒）及び教職員の健康の保持と安全確保に努める。
 情報通信システム、情報資産の安全確保のため、情報セキュリティ対策を推進する。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【22】 保健管理センターにおける心身の健康相談機能を強化する。	/	III	III	<p>（平成 22～26 年度の実施状況概略）</p> <p>学生の健康診断受診率向上のため、文書の配布、ホームページでの案内や掲示に加え、健康診断実施を知らせるのぼり旗を学内に設置して呼びかけを行った。その結果、学生の受診率は平成 21 年度の 95.6%から、平成 26 年度には 97.8%に上昇した。</p> <p>また、心身の健康相談について重点的に取り組み、教職員のストレスチェックとして、平成 22 年度から毎年度「心の健康診断」を実施し、メンタルヘルス不調者を早期に発見するための体制を整備した。また、入学者全員を対象に実施した UPI (University Personality Inventory: 大学生精神健康調査) の結果を踏まえ、心身の不調が推定される学生を呼び出し、面接を行った。</p> <p>平成 25 年度からカウンセラー（臨床心理士）の勤務時間を週 6 時間から週 12 時間へ拡大することにより、学生への相談機能の充実を図った。</p>	III	III
				<p>（平成 27 年度の実施状況）</p> <p>【22-1】</p> <p>様々な悩みを抱える学生に対し、保健管理センター、指導教員、関連部局での積極的な情報共有に努めることで、問題解決に向けた環境調整等の多面的な支援を行った。（平成 27 年度延べ保健管理センター利用件数 859 件）</p> <p>また、相談しやすい環境整備のため、昨年度に引き続き外部の臨床心理士による相談日を週 2 日、教育カウンセラーによる相談日を週 1 日設けた。（平成 27 年度延べ相談件数 332 件）</p>		
				<p>【22-2】</p> <p>定期的に健康診断を実施し、学生及び教職員の健康状況を把握するとともに、有所見者に対し適切な指導を行う。</p>		

<p>【23】 学生等及び教職員に対し、安全や健康に関する研修、教育、訓練や啓発活動等を実施する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) 安全や健康に関する研修、教育、訓練等として、普通救命講習や防災訓練、避難訓練や附属学校における不審者対応訓練等を実施した。なお、山屋敷地区における防災訓練では、一般的な訓練の他に、「炊き出し釜」を用いた湯沸かし訓練や、「簡易トイレ」の組み立て設置訓練も実施した。また、訓練終了後の防災本部員等による訓練の振り返り、教員による各教室備え付けの震災対応マニュアルによる誘導と検証を行うなど、一定の課題を持つての訓練も実施した。 また、啓発活動として、健康保持増進週間の設定やストレスチェック、学生に対する安全・安心手帳の配付、キャンパス敷地内の全面禁煙及び禁煙支援等を行った。</p>
<p>【23-1】 救急救命に関する講習会の実施や安全衛生管理に携わる衛生管理者、衛生推進者、安全管理担当者等に対する研修や協議会などへの参加を促し、能力向上を図る。</p> <p>-----</p> <p>【23-2】 火災や地震などの災害及び不審者対応の訓練を実施する。</p> <p>-----</p> <p>【23-3】 健康保持増進のための啓発活動を行う。</p> <p>-----</p> <p>【23-4】 学生宿舎等入居者の防犯意識の向上啓発を図るとともに、安全管理に関する方策を実施する。</p>	<p>Ⅲ</p> <p>Ⅲ</p> <p>Ⅲ</p> <p>Ⅲ</p>	<p>(平成 27 年度の実施状況) 【23-1】 安全、衛生管理等への意識向上のため、衛生管理者、衛生推進者、安全管理担当者等に対する研修や協議会などについて、学生及び教職員を対象とした救急(応急手当)講習会や附属学校の新任教職員を対象としたアレルギー対策研修会の実施、衛生管理者や安全管理担当者等の研修参加等による能力向上を図った。</p> <p>-----</p> <p>【23-2】 避難訓練等による安全教育の徹底及び防災意識の啓発のため、防災訓練や附属学校における不審者対応訓練などを実施した。その際、多雪地域である上越市の特性を考慮し、降雪期における避難訓練等を実施した。</p> <p>-----</p> <p>【23-3】 学生及び教職員の健康に対する意識向上を図るため、新入生合宿研修及び新任職員研修において、健康保持増進の講義を行ったほか、新入生合宿研修及び新入生オリエンテーションにおいて、薬物乱用防止に関する説明及びリーフレットの配付を行った。 また、「健康促進月間」を設定し、「禁煙・健康相談、飲酒にまつわる相談」の開催などを通して、自主的な健康保持増進等を積極的にサポートした。禁煙支援については、平成 23 年度から構内全面禁煙を実施しており、通年で指導・支援を行ったことにより、学生の喫煙率は平成 22 年度の 13.4%から、平成 27 年度は 9.2%に低下した。 インフルエンザ流行期間前には、インフルエンザ流行防止のため、インフルエンザ流行防止対策とワクチン接種、罹患時の出席停止期間について、保健管理センター・大学会館に掲示しポータルサイトに掲載したほか、インフルエンザ等感染症予防対策について、講演を行った。</p> <p>-----</p> <p>【23-4】 学生宿舎入居者の防犯意識の向上のため、新入生対象の入居者ガイダンス、次年度入居予定者対象の入居者説明会を行った。また、年間 6 回の単身用学生宿舎内の巡回や、各学生宿舎自治会と協力した防災訓練を実施し、安全管理を図った。</p>

<p>【24】 学生等の安全・安心な環境確保のために、関係行政機関等との連携を図るなど、危機管理体制を充実させる。</p>	III		<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) 上越市、糸魚川市及び妙高市と地域防災も含めた包括的な連携協力に関する協定を締結し、危機管理体制の充実を図った。上越市の指定緊急避難所等として、避難所に係る相互連絡体制を確認するとともに、上越市の総合防災訓練における避難所開設訓練に参加した。 様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制や対処方法等を定めた危機管理規則を制定した。 危機管理に関する各種マニュアルを点検し、ノロウイルス感染症予防対策マニュアルや高病原性鳥インフルエンザ感染防止マニュアルなどを更新し、学内のポータルサイト等で周知した。ノロウイルス対策として、市販の汚物・嘔吐物処理キットを学内 9 箇所に設置した。 また、東日本大震災により被災した避難者 7 世帯 28 人を、本学教職員宿舎(本城地区)に受け入れた。</p>	
	<p>【24】 関係行政機関等と災害発生時の対応を確認する。</p>	III	<p>(平成 27 年度の実施状況) 【24】 本学所在地である上越市との間で、上越市の避難所初動対応職員の変更等の確認や避難場所となる体育館や備蓄物資の保管場所等の確認、上越市の避難所開設訓練へ参加し、近隣町内会の防災担当者等も含めた、連絡体制や避難場所の確認等、災害発生時の対応を確認した。 そのほか、災害時の対応のため、上越市の災害備蓄食品を受け入れた。</p>	
<p>【25】 本学における情報通信システムの整備及び社会的状況の変化に即し、情報セキュリティポリシーを見直す。</p>	III		<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) 情報セキュリティポリシーを見直し、新たに「国立大学法人上越教育大学情報システム運用基本方針」及び「国立大学法人上越教育大学情報システム運用規則」を制定した。 さらに、本学における情報通信システムの整備及び社会的状況の変化に即した見直しを行い、情報セキュリティポリシー関連規程を新たに整備し、非常事態発生時の対応を含めた情報セキュリティの充実を図った。 ・上越教育大学情報システム運用・管理規程 ・上越教育大学情報システム利用規程 ・上越教育大学情報システム非常時行動計画に関する規程</p>	
	<p>【25】 (平成 26 年度に達成済みのため平成 27 年度は計画なし。)</p>	III	<p>(平成 27 年度の実施状況) 【25】</p>	
<p>【26】 情報セキュリティ対策に関する意識向上を図るため、継続的に啓発活動等を実施する。</p>	III		<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) 教職員・学生を対象とした講演又は研修を毎年度実施した。なお、平成 26 年度は、オンデマンド形式の動画配信による情報セキュリティ啓発ビデオ研修を実施した。 また、キャンパスライセンス契約によるウイルス対策ソフトを導入し、普及・活用を促進した。 さらに、長期休暇等の前などや、ソフトウェアの脆弱性情報を元に、機会を捉え、不正アクセスへの対策方法等について学内周知を実施した。</p>	

	<p>【26】 情報セキュリティ対策に関する啓発活動として、講習会等を実施する。</p>	<p>Ⅲ (平成 27 年度の実施状況)</p> <p>【26】 次のとおり情報セキュリティ対策に関する啓発の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新生を対象とした「情報セキュリティ講演会」の実施 ・ 学生及び教職員全員を対象に、<u>オンデマンド形式の情報セキュリティ啓発ビデオ研修の実施</u> ・ 学部 1 年次の必修科目「教育情報演習」及び「教育情報科学概論」において、指導・啓発 ・ 教授会や、長期休業期間前に、情報セキュリティ対策について周知 	
		<p>ウェイト小計</p>	
		<p>-----</p> <p>ウェイト総計</p>	

[ウェイト付けの理由]

・
|

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ③ 法令遵守に関する目標

中期目標	社会の信頼を確保していくため、法令の遵守など倫理を堅持し、外部資金や各種研究経費の経理等に留意する。
------	--

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【27】 経営協議会における審議事項や、外部資金及び各種研究経費の使用にあたっては、法令を遵守し、社会からの信頼確保に努める。	/	III		(平成 22～26 年度の実施状況概略) 次のような取組を実施し、社会からの信頼確保に努めた。 (経営協議会の審議事項) ・議題照会時に、法令上審議すべき事項をあらかじめ明示し、審議漏れ等がないよう関係部局に注意喚起 ・学外委員から出された意見について、その対応を検討した上で、議事要旨とともに意見への対応状況等をホームページで公表 (外部資金や各種研究経費の適正な管理・執行) ・「会計ルールハンドブック」の作成 ・新任職員研修会や学内ポータルサイトを通じて注意喚起 ・教職員を対象に研究費不正使用防止研修会を実施し、研究費不正使用及び不正行為防止に関する誓約書を全員から徴取 (研究活動の不正行為防止に関する取組) ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の内容について、教授会及び学内ポータルサイト等で周知 ・研究倫理教育の実施等の不正行為を事前に防止するための取組、組織としての責任体制、不正行為の告発・相談への対応等を示す「上越教育大学の研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」等の制定 ・研究費不正使用防止規程を改正し、基本方針の策定、コンプライアンス推進責任者の設置、研究費不正使用防止計画推進室の組織を拡充		
		III		(平成 27 年度の実施状況) 【27-1】 議題照会時に法令上審議すべき事項を示すことで、審議漏れがないよう注意喚起を行った。 経営協議会委員からの意見等については、その対応について検討し、対応状況等について議事要旨とともにホームページで公表した。		

	<p>【27-2】 外部資金や各種研究経費を適正に管理・執行する。また、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用の防止に関する学内啓発活動を行う。</p>	<p>IV 【27-2】 学内における研究費の不正使用防止、研究不正行為防止の倫理教育のため、次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修において研究費不正使用の防止や本学の会計ルール等を説明 ・新任職員へのコンプライアンス教育として、ビデオ視聴による研修会を実施 ・外部資金の適正な受入れ及び適正な研究費の管理・執行について学内ポータルサイト等で周知 ・研究費不正使用防止体制について、教授会及び学内ポータルサイト等で周知 ・教職員を対象にコンプライアンス教育の研修会を実施し、欠席者にはビデオ視聴による受講を実施 <p>また、研究不正行為防止のための新たな取組として、教授会や学術研究委員会が実施している研究活動に関する「<u>新任教員との懇談会</u>」において研究活動における不正行為の防止、研究費不正使用の防止、研究倫理について注意喚起を行ったほか、大学院学生には「<u>新入生オリエンテーション</u>」で、学部学生には「<u>教員養成課程学生合宿研修</u>」（3年生全員参加）において、<u>研究倫理教育</u>を実施した。</p>	
		<p>ウェイト小計</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>ウェイト総計</p>	

[ウェイト付けの理由]

┆
┆
┆
┆

(4) その他業務運営に関する特記事項等

1. 特記事項

1 施設設備の整備・活用等に関する取組について

【平成 22～26 事業年度】

①環境負荷の低減に向けた取組【21】

平成 22 年度に策定した「国立大学法人上越教育大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」に基づき、本学における地球温暖化対策の取組を推進するため、平成 22～24 年度の 3 カ年で、設備の更新や、省エネ意識向上のための啓発活動等に取り組んだ。施設設備においては、冷暖房に使用する冷温水発生機の更新や、高効率照明器具への更新等の施策に取り組んだ。啓発活動としては、自主的に夏期及び冬期それぞれの「節電計画」を策定し、「温室効果ガス排出抑制等のためのチェックシート」の配信や、山屋敷地区の使用電力量を予測した「電気予報」を夏期に毎週発信する等の取組を実施した。

②施設の耐震化【20】

平成 26 年度に音楽棟耐震改修を実施した。これにより、本学の全ての施設において耐震基準を満たした。

【平成 27 事業年度】

①アクティブ・ラーニング等に対応した学修環境の整備【20】

本学の重点事項である学生の汎用的能力の育成のための対応として、既存の中講義室の 2 教室をアクティブ・ラーニング用に学生の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法が可能な環境として整備した。今後本学が目指すアクティブ・ラーニングを取り入れた授業を拡大していく必要があることから、この事例を参考に更に充実した教室整備を実施する。

また、附属図書館のラーニング・コモンズとしての機能強化を図るため、1、2 階のスペースを、情報機器を活用したグループワークを行いやすいよう環境の整備を行った。なお、図書館 2 階のスペースでは、授業も実施した。

2 安全管理に関する取組について

【平成 22～26 事業年度】

①キャンパス構内の全面禁煙化【23】

平成 23 年度から、学生及び教職員等の健康増進と、将来公立学校等の教育現場に就職することとなる学生が在学中に喫煙習慣を持つことを予防することを目的に、山屋敷地区構内の全面禁煙化を実施した。これにより、附属学校等を含めた本学の敷地内全ての禁煙化を実現した。また、定期健康診断時に全学生を対象に喫煙に関するアンケート調査を行い、学生の喫煙実態把握に努めるとともに、禁煙に関する講演会を実施したほか、禁煙を希望する学生・教職員に対しては、保健管理センターでの相談や禁煙補助薬の処方等の支援を行い、平成 23～26 年度の間に延べ 286 人が禁煙支援相談に訪れた。その結果、学生の喫煙率は平成

22 年度の 13.4%から、平成 26 年度には 9.2%に低下した。

②心の健康保持【23】

入学者全員を対象に UPI (University Personality Inventory : 大学生精神健康調査) を実施し、その結果を踏まえ、心身の不調が推定される学生を呼び出し、面接を行った。

また、平成 22 年度からは、教職員に対し、毎年度「心の健康診断」を実施し、メンタルヘルス不調者を早期に発見するための体制を整備した。

③オンデマンドによる情報セキュリティ研修の実施【26】

平成 26 年度から、学生及び教職員を対象に、パソコンや携帯端末を利用して時間や場所を選ばず受講を可能とした、オンデマンド形式の動画配信による情報セキュリティ啓発ビデオ研修を実施した。

【平成 27 事業年度】

特になし。

3 東日本大震災等に係る主な災害支援

【平成 22～26 事業年度】

①児童生徒への学習支援

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者への支援として、災害支援室を設置し、NPO 法人上越地域学校教育支援センターからの要請により、同法人と連携して、上越市及び糸魚川市に避難した児童生徒に対する学習支援等を行った。震災で不足した児童生徒の学習時間を補い新年度に向けた準備をすること及び避難生活で生じるストレスの改善のため、平成 23 年 3 月 27 日～4 月 5 日までの 10 日間、本学を会場に学部学生・大学院学生のボランティア延べ 125 人が支援スタッフとして参加し、延べ 179 人の児童生徒に対して学習支援等を行った。

②被災した学生への経済的支援

東日本大震災、長野県北部地震及び福島第一原子力発電所の事故により被災した入学者及び在学者への経済的な支援として、検定料の全額、入学料及び授業料の全額又は半額を免除する措置を実施した。

③福島県内の公立学校教員等を対象とした研修支援

平成 23、24 年度に、福島県教育委員会からの支援要請を受け、福島県内の小中学校における校内研修会の実施、授業実践に対する指導助言、カウンセリング活動など本学の参加教員の専門性に合わせた学校支援、教師支援を行った。なお、平成 24 年度は、一般社団法人国立大学協会の「震災復興・日本再生支援事業」の採択を受け、支援を実施した。

④被災地でのボランティア活動

平成 23 年度から、東日本大震災の被災地を訪問する「被災地ボランティアバス

ツアー」を毎年度実施した。本学の学校ボランティア支援室の支援を受け、同ツアーを企画・実施する学生ボランティア団体 ABJ (Action By Juen) は、一般財団法人学生サポートセンター主催の平成 25 年度学生ボランティア団体助成事業に採択され、平成 26 年 1 月に表彰を受けた。

【平成 27 事業年度】

①被災した学生への経済的支援

東日本大震災、長野県北部地震及び福島第一原子力発電所の事故により被災した入学者及び在学者への経済的な支援として、検定料の全額、入学科及び授業料の全額又は半額を免除する措置を実施した。

4 法令遵守に関する取組について

【平成 22～26 事業年度】

① 公的研究費不正使用防止に向けて取り組んだ事項【27】

- 平成 25 年度には、内部牽制体制の強化のため、予算執行単位における予算管理責任者等の職務の明確化及び事務局における物品購入手続きの意思決定に関する会計手続きを明確にし、「会計ルールハンドブック」を改訂して周知を図った。
- 公的研究費の不正使用の防止のため、平成 26 年度に研究費不正使用防止規程を改正（平成 27 年 3 月 1 日施行）し、基本方針の策定、コンプライアンス推進責任者の設置、研究費不正使用防止計画推進室の拡充、不正に係る調査・報告等に関する体制の見直しを行った。
- 外部資金の適正な受入れ及び適正な研究費の管理・執行を徹底するため、平成 26 年度に全教職員を対象として研究費不正使用防止研修会を実施し、研究費不正使用及び不正行為防止に関する誓約書を 331 人全員から徴取した。また、新任職員研修会や学内ポータルサイトを通じて注意喚起を行った。

② 研究活動における不正行為防止に向けて取り組んだ事項【27】

- 不正行為に関する告発や情報提供について、実態に適した迅速な対応を可能とするため、平成 25 年度から受付窓口の担当者（研究連携課長）を設置した。
- 平成 26 年 8 月に、文部科学省が新たに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を策定したことに伴い、教授会及び科学研究費助成事業応募説明会において、新ガイドラインで特に大学に求められている事項を説明したほか、学内ポータルサイト等で新ガイドラインの内容を周知した。また、不正行為を事前に防止するための取組（学生への研究倫理に関する規範意識の徹底を含む。）を実施するとともに、組織としての責任体制、不正行為の告発・相談への対応等に関する学内規則やフロー図等を整備した。
- 平成 26 年度に新たに「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が公布されたことを受け、学内ポータルサイト等でその内容を周知したほか、同指針に沿って、研究倫理規程の一部を改正し、基本方針、研究者や研究責任者等の各責務、審査委員会、審査手続き等を規定した。

③ 個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティの向上に向けて取り組んだ事項【27】

- 個人情報の取扱いを厳格に管理するため、民間企業における個人情報の大量流出事案を踏まえ、平成 26 年度に個人情報保護規程及び個人情報保護細則を改正した。さらに、個人情報保護管理者及び教職員に対して、個人情報の適切な

管理について周知した。

④ 教員等個人宛て寄附金の適切な管理に向けて取り組んだ事項【27】

- 平成 24 年度に、職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛て寄附金について、教員が個人で経理していた事例が内部監査において発覚した。そのため、平成 25 年度の内部監査において、寄附金の受入に関する監査を実施するとともに、教員等個人宛て寄附金の経理及び研究費の不正使用等に関する実態並びに学内ルール等の浸透度を把握するため、「研究費使用に関する調査」を実施した。その結果、寄附金の個人での経理や、業者への預け金等の不正事例はないことが確認された。
- 平成 25 年度の教授会において、学長から、平成 25 年 2 月 1 日付け文部科学省高等教育局長通知「『教員等個人宛て寄附金の経理』の適正な取扱いについて（通知）」により、教員等個人宛て寄附金の経理の適正な取扱いの徹底について依頼した。また、外部団体等からの研究助成金の適正な寄附の受入れについて、定期的に注意喚起を行い、周知を図った。

【平成 27 事業年度】

① 公的研究費不正使用防止に向けて取り組んだ事項【27】

- 新任職員研修において、研究費不正使用の防止や本学の会計ルール等を説明し周知を徹底した。また、全教職員を対象として外部講師による講義演習方式の研修会を実施し、アンケート結果では「理解できた」と回答した参加者が 90%以上に達した。

② 研究活動における不正行為防止に向けて取り組んだ事項【27】

- 平成 26 年 8 月に文部科学省が策定した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が平成 27 年 4 月より適用されたのに合わせて、研究活動における不正行為の防止に係る規程及び組織体制等について、教授会での注意喚起やポータルサイトにより教員への周知を徹底した。また、学生及び教職員を対象に、独自に作成した研究倫理教材及び日本学術振興会が作成した研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために」を周知し、研究倫理の向上のための教育を行った。
- 人を対象とする医学系研究に関する取組について、本学では平成 24 年度から、同指針の本適用範囲を心理学、社会学、教育学関係で倫理上の問題の生じるおそれがある研究に拡大して適用している。平成 26 年 12 月に新たに「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が公布されたことに伴い、学内ポータルサイト等でその内容を周知したほか、同指針に沿って「国立大学法人上越教育大学研究倫理規程」の一部を改正した際も、適用範囲の拡大を継続し、その内容を教員に周知した。その結果、平成 26 年度届出件数 65 件から、平成 27 年度は 95 件に増加した。

③ 個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティの向上に向けて取り組んだ事項【27】

- 平成 26 年から、学生及び教職員を対象に、パソコンや携帯端末を利用して時間や場所を選ばず受講を可能とした、オンデマンド形式の動画配信による情報セキュリティ啓発ビデオ研修を実施した。（再掲）

④ 教員等個人宛て寄附金の適切な管理に向けて取り組んだ事項【27】

- 外部団体等からの研究助成金の適正な寄附受入れについて、「会計ルールハンド

ブック」に手続きを記載するとともに、ポータルサイトにより定期的に注意喚起を行い、周知を図った。また、新任職員研修において研究費不正使用防止や本学の会計ルール等について説明を行うとともに、ビデオ視聴による研修会を実施し、新任職員全員から誓約書を徴取した。また、教職員を対象とした外部講師による講義演習方式の研修会を実施し、受講できなかった者はビデオ視聴による研修を実施することにより、対象者全員に対してコンプライアンス教育の徹底を図った。

2. 共通の観点に係る取組状況

○ 法令遵守（コンプライアンス）及び危機管理体制が確保されているか。

(1) 法令遵守（コンプライアンス）

教職員のコンプライアンスに関しては、「職員就業規則」において法令の遵守、秘密の遵守等の服務規律を定めているほか、「個人情報保護規程」において個人情報取扱業務従事者の義務等を定めている。また、研究費不正使用防止対策として、「研究費不正使用防止規程」を定め、最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（理事）、コンプライアンス推進責任者（副学長）を置き、責任体制を整備するとともに、「相談窓口」及び「通報窓口」を設置してホームページで周知している。

これらのコンプライアンスに関する規則や制度への教職員の理解を深めるため、新任職員研修において、理事、副学長が職員就業規則や研究費不正使用防止体制に関する講義を行っているほか、全教職員を対象とした研究費不正使用防止研修会を毎年度開催しており、多様な教育・研修機会を通じて、教職員の意識の徹底を図っている。

(2) 危機管理体制

危機管理対策の改善・強化を図るため、「危機管理室規程」に基づき、危機管理室を設置している。ホームページには危機管理に関するページを設け、災害や感染症など個別の事態に対応した各種のマニュアル等を公開して、非常時に迅速かつ適切な措置が取られるよう啓発を図っている。

また、地震、風水害その他自然災害並びに火災等が発生した場合の対応について、「防災規則」において、防災対策、災害対策本部及び防災隊等の設置を定めるとともに、「防災計画」を策定して具体的な組織編成や役割分担等を明確にし、これに基づいて毎年度大学及び各附属学校等において防災訓練を実施している。具体的な初動対応等については、「防災マニュアル」を定め、震度5強以上の地震が発生した場合は勤務時間外であっても大学に参集すること等を教職員に周知しているほか、学生に対しても、災害時の各種マニュアルや避難場所、緊急連絡先等を記した小冊子「安全安心手帳」を作成・配付して、日常的な携帯を呼びかけている。なお、災害時における安否の連絡先（安否メール）を定めており、学生・教職員の安否確認のため利用することとしている。

II 大学の教育研究等の質の向上
 (3) その他の目標
 ⑤ 附属学校に関する目標

中期目標 学校教育に関する今日的課題や新たなニーズに応じた教育モデル開発を目指し、大学と附属学校の緊密な連携・協力の下、教育に関する実践的な臨床研究を進める。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
<p>【28】 附属学校の教育実践と、大学の教員養成・教員研修の双方にメリットを生むだけでなく、学校教育現場の課題解決や新たなニーズに対応可能な教育研究を進め、その研究成果を公開・発信する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 22～27 年度の実施状況) (附属幼稚園) 平成 22～24 年度に文部科学省研究開発学校に指定され、「幼稚園教育と小学校教育の接続期におけるリテラシーの基盤形成に向けた学習者の学び合い、支え合う共同体の育成を目指すプログラムと指導方法等の研究開発」を研究課題として、<u>幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続（幼小接続）を図る教育課程や指導法の開発や、幼児期における豊かな遊びの経験が、小学校以降の確かな学びにつながっていることについて、多様な方法で検証した。</u> この中で、附属幼稚園を卒園し附属小学校に入学した児童の観察・分析に、大学教員及び幼児教育コースの大学院学生が協力したほか、全在園児を対象とした調査・分析に、大学教員と幼児教育コースの学部学生が協力することにより、<u>幼小接続に係る実践的な知見を得る</u>など、附属幼稚園と大学の双方にとってメリットがあった。 研究成果としては、平成 24 年度の全国国公立幼稚園全国研究会（福井大会）においてポスターセッションを行ったほか、附属幼稚園での<u>研究会の開催及び研究紀要の発行等</u>により公開・発信した。 (附属小学校) 平成 21～23 年度に文部科学省研究開発学校に指定され、「総合的な教育活動（総合単元活動、総合教科活動、心の活動）を中核とした教育活動の充実及び、『人間社会を生きる子ども』の育成を図る教育課程の研究開発」を研究課題として教育活動を展開した。具体的には、<u>幼小中のスムーズな接続に配慮して小学校 6 年を 3 期に分け、各期の発達特性を活かした教育課程を編成することで、主体的に対象にかかわる資質・能力及び自分の心を見つめる内省的な資質・能力を高めていくことに取り組み、開発した教育課程の妥当性を検証した。</u>その際、大学教員が各教科・領域の研究協力者として参画した。 研究成果は、附属小学校での<u>研究会の開催及び研究紀要の発行</u>を通じて公開・発信し、外部の教員や研究者からの意見を受け、今後の課題を明らかにした。 (附属中学校) 平成 22～24 年度に文部科学省研究開発学校に指定され、「『自立して学ぶ生徒』を育てる教育課程の研究開発」を研究課題として、意欲をもち、自立して学び、学びの質を高めていく生徒を育成するため、<u>教科と道徳、学級活動、総合的な学習の時間について教育課程を新たに編成し、教材と学習過程を工夫して各教科等で実証研究に取り組んだ。</u></p>	

		<p>また、平成 23～25 年度に総務省「フューチャースクール推進事業」及び文部科学省「学びのイノベーション事業」の実証研究校となり、知識基盤社会を生きる「自立して学ぶ生徒」を育てるための ICT 機器の利活用と学習環境の整備に取り組んだ。この中で、大学教員がプロジェクトリーダーとして全体を統括したほか、ICT 利活用に関する指導・助言を行うなど、大学・附属中学校の連携により、学校教育現場での ICT 利活用の促進に向けた課題の抽出・分析、単元開発等を推進した。</p> <p>これらの研究成果については、附属中学校での研究会の開催及び研究紀要の発行等により公開・発信した。また、フューチャースクール実証校としての成果は、学校における ICT 利活用の先進的実践事例として「New Education Expo 2013」において発表した。</p>	
<p>【29】 学校運営に関する自己点検・評価を行うとともに、学校評議員制度等を活用し、学校運営の改善を進める。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 22～27 年度の実施状況)</p> <p>各附属学校とも教職員による自己点検・評価及び保護者等へのアンケート等により学校評価を実施するとともに、学校評議員会を年 2 回開催し、教育方針、実践状況等の説明や意見交換を行い、それらを基に主に次のとおり学校運営の改善に活かした。</p> <p>(附属幼稚園)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の教育ニーズ等に対応するため、定員充足率の向上に有効と考えられる<u>預かり保育を試行的に実施</u>し、平成 28 年度からの導入を決定した。また、ホームページをリニューアルし、保護者のニーズに応える情報を積極的に発信した。 <p>(附属小学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通学する児童の保護者からのニーズを踏まえ、児童の育成と保護者の就労を支援するため、上越市教育委員会と連携して、平成 27 年 4 月から国立の附属小学校では初めてとなる「<u>附属小学校放課後児童クラブ</u>」を開設した。 <p>(附属中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報化社会において求められる情報モラル教育について、3 校舎合同学校保健委員会において検討し、保護者を対象に上越市教育委員会指導主事による情報モラルに関する講演会を実施した。また、情報メディアの利用について各家庭でルールを決めて実践する機会として「<u>メディアコントロールウィーク</u>」を実施した。 	
		<p>ウェイト総計</p>	

[ウェイト付けの理由]



II 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

○附属学校について

1. 特記事項

- ・附属幼稚園と附属中学校が平成 22 年度から 3 年間の文部科学省研究開発学校に指定されたことにより、平成 21 年度に指定を受けた附属小学校と合わせ、平成 22、23 年度は附属学校全校が研究開発学校となった。各附属学校では、次の研究開発課題に取り組んだ。
附属幼稚園：幼稚園教育と小学校教育の接続期におけるリテラシーの基盤形成に向けた学習者の学び合い、支え合う協同体の育成を目指すプログラムと指導方法等の研究開発
附属小学校：総合的な教育活動（総合単元活動、総合教科活動、心の活動）を中核とした教育活動の充実及び「人間社会を生きる子ども」の育成を図る教育課程の研究開発
附属中学校：「自立して学ぶ生徒」を育てる教育課程の研究開発
- ・附属中学校が、総務省「フューチャースクール推進事業」及び文部科学省「学びのイノベーション事業」の実証研究校（全国で 10 校）となり、タブレット PC、協働学習支援ソフト、校内無線 LAN 等の ICT 環境を構築し、授業実践等を通じて ICT 利活用の効果と課題を検証した。また、その成果等を学校における ICT 利活用の先進的実践事例として「New Education Expo 2013」において発表した。
- ・附属小学校においては、教育活動「プロモーションビデオ制作と発信を通して気を付けることを考えよう」が、学校での著作権教育に関する優れた事例として公益社団法人著作権情報センターの著作権教育実践事例最優秀賞を受賞した。
- ・附属小学校においては、文部科学省の平成 26 年度研究開発学校に指定され、社会の様々な課題に対して主体的にかかわり、他者と共によりよい解決を求めていく力を育むための教育課程に関する研究開発を実施した。また、タブレット端末やインタラクティブホワイトボード（電子黒板）を活用した授業を実践し、ICT 利活用の効果を検証した。
- ・各附属学校園では公立学校教員の研究協力者とともに研究を行い、その成果を教育研究協議会や研究紀要で教育関係機関に広く提供した。
- ・各附属学校園とも新潟県教育委員会指導主事 1 人を学校評議員に加えて学校評議員会を 2 回開催し、また、保護者等からのアンケート等により学校評価を実施した。
- ・附属小学校では、隔年で海外交流協定校であるウェストミンスター・スクール（オーストラリア）との間で、児童の訪問・受入れによる相互交流を実施している。また附属中学校では、韓国の中学校と生徒の訪問・受入れを隔年で交互に実施しており、国際理解を深める教育を推進している。
- ・附属小学校に通学する児童の保護者からのニーズを踏まえ、児童の育成と保護者の就労を支援するため、上越市教育委員会と協議の上、平成 27 年 4 月から「附属小学校放課後児童クラブ」を開設した。
- ・附属中学校では、文部科学省の平成 27 年度研究開発学校に指定され、高度情報化社会、少子高齢社会、グローバル社会の時代に求められる資質・能力（代替思考力、情報統合力、コミュニケーション力、コラボレーション力、企画創造力、主体的実践力）をバランスよく総合的に身につけた生徒を育成する教育課程及び指導方法の研究開発を実施した。

2. 評価の共通観点に係る取組状況

(1) 教育課題について

- 学校現場が抱える教育課題について、実験的、先導的に取り組んでいるか。
（附属幼稚園）
子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育と小学校における教育を円滑に接続することが課題となっていることから、平成 22～24 年度に文部科学省研究開発学校への指定を受け、幼小接続を図る教育課程や指導法の開発や、幼児期における豊かな遊びの経験が、小学校以降の確かな学びにつながっていることについて多様な方法での検証等に取り組んだ。
（附属小学校）
21 世紀を生きる力として、自発的に学び、問題解決に取り組む力を持った子どもの育成が重要になっているため、平成 26 年度から文部科学省の研究開発学校への指定を受け、「創造活動」「実践教科活動」「実践道徳」「集団活動」の新たな教育活動を創設し、教育課程に関する研究開発を実施した。
（附属中学校）
平成 23 年度に総務省「フューチャースクール推進事業」及び文部科学省「学びのイノベーション事業」の実証研究校（全国で 10 校）となり、タブレット PC、協働学習支援ソフト、校内無線 LAN 等の ICT 環境を構築し、ICT を活用した授業実践等を行った。
また、これからの時代に求められる資質・能力を育むことを目指して、平成 27 年度から文部科学省研究開発学校の指定を受け、「持続可能な社会を創造し自己を確立できる生徒」を育成する教育課程及び指導方法の研究開発に着手した。
- 地域における指導的あるいはモデル的学校となるように、様々な教育課題の研究開発の成果公表等に取り組んでいるか。
各附属学校では、大学教員を指導者に、公立学校教員等を研究協力者にした研究会を開催し、参加した地域の学校教員等を対象に、研究発表、授業公開、参加者との協議会を行うとともに、紀要の作成により研究成果を公表した。
大学教員及び地域の学校教員等との連携により実施した本学の研究プロジェクトにおいては、教育現場が抱える諸課題について、実践的立場から研究を行い、成果については発表会の開催及び大学ホームページへの報告書の掲載により公表した。
- (2) 大学・学部との連携
- 附属学校の運営等について、大学・学部側との間で協議機関等が設置され機能しているか。
附属学校の管理運営の基本方針及び大学と附属学校の連携等に関する事項について調査検討することを目的として、附属学校運営委員会が設置されている。附属学校担当の副学長が委員長となり、委員は大学院の専攻長、大学教員である附属学校長、附属学校副校長等で構成されている。附属学校に関する年度計画のほか、附属幼稚園の定員充足策、附属小学校放課後児童クラブの開設、附属中学校 ICT 環境等の将来計画など、各校の課題が議題とされており、大学と附属学校との

協議機関として機能している。

副校長を中心として協力体制が構築されている。

○ 大学・学部の教員が一定期間附属学校で授業を担当したり、行事に参加したりするようなシステムが構築されているか。

○ 大学・学部と遠隔地にある附属学校については、教育実習の実施に支障が生じていないか。

附属中学校において、生徒の知的好奇心や進路意識を高めることをねらい大学教員が専門研究に関する特別授業を行う「わくわく大学デー」を実施しており、例年、夏季休業中の8月第1週を中心に平均10講座を開設し、平均245人（延べ）が参加した。

各附属学校は、いずれも大学と同じ上越市内に所在しており教育実習は円滑に実施されている。

（3）附属学校の役割・機能の見直しについて

○ 附属学校が大学・学部のFDの場として活用されているか。

○ 附属学校の使命・役割を踏まえた附属学校の在り方やその改善・見直しについて十分な検討や取組が行われてきたか。

平成27年度より、大学教員が学校現場の実態と課題への理解を深め、学生の指導に活かすことを目的として、本学採用後に附属学校等において研修を受ける「大学教員学校現場研修」制度を実施している。

本学の附属学校は、実践研究の場や教育実習の場、地域の先導的なモデル校として設置されており、それらについて附属学校運営委員会、教育実習委員会において改善・見直しを行ってきた。

①大学・学部における研究への協力について

附属学校教員の資質・能力の向上、大学との連携研究の促進に向けた取組として、平成22年度から「附属学校内地研修員」制度を設けている。これは、附属学校教員が本学大学院に進学して2年間研修し、修了後は附属学校に戻って研修成果を附属学校の研究に還元するもので、平成22～27年度の6年間で各附属学校から1人、計3人が制度を利用した。

○ 大学・学部の教育に関する研究に組織的に協力する体制の確立及び協力の実践が行われているか。

本学の研究プロジェクトにおいて「附属学校及び地域の学校との連携による臨床的研究」のテーマを設けて募集しており、平成22～27年度の6年間で合計40件の研究を実施した。この中で合計24件の研究に、附属学校教員延べ164人が研究分担者または研究協力者として参加し、大学の推進する研究に組織的に協力している。

○ 大学・学部と附属学校が連携して、附属学校を活用する具体的な研究計画の立案・実践が行われているか。

附属学校の研究会に大学教員が指導者として参画しているほか、研究協力者等として授業分析・評価にも参画しており、附属学校の研究計画の立案・実践において大学と附属学校の相互の連携が行われている。

②教育実習について

○ 附属学校における質の高い教育実習を提供する場としての実習生の受入を進めているか。

例年、附属幼稚園においては35人程度、附属小学校においては130人程度、附属中学校においては270人程度の実習生を受け入れている。

○ 大学・学部の教育実習計画は、附属学校を十分活用したものとなっているか。（附属学校と公立学校での教育実習の有機的な関連づけについて検討が進められているか。）

本学の教育実習は大学教員と附属学校副校長等で構成されている教育実習委員会で検討されており、附属学校と公立の連携協力校において計画的に行っている。また、教育実習を円滑に実施するため設置している教育実習連絡会には、地域の小中学校校長会等から学外委員が参加しており、公立学校の意見を踏まえ、実施している。実習を行った学生の約4割（平均936人中348人）が附属学校を実習先としており、附属学校が十分活用されていると言える。

○ 大学・学部の教育実習の実施への協力を行うために適切な組織体制となっているか。

附属学校副校長等を大学の教育実習委員会の委員としており、各附属学校では

Ⅲ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 8億円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	1 短期借入金の限度額 8億円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	該当なし。

Ⅴ 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
（重要な財産を譲渡する計画） 山屋敷地区の土地の一部（新潟県上越市山屋敷町1番地 2,877.98㎡）を譲渡する。	○重要な財産を譲渡する計画 山屋敷地区の土地の一部（新潟県上越市山屋敷町1番地、2,877.98㎡）を譲渡する。	山屋敷地区の土地の一部（新潟県上越市山屋敷町1番地、2,877.98㎡）を譲渡した。

Ⅵ 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	教育研究環境整備積立金から85百万円を取り崩し、教育研究活動の基盤となる施設整備事業として、自然棟エレベーター設備改修や附属中学校トイレ改修等を実施し、設備面では附属図書館業務システムの更新、附属中学校ICT環境整備等及びアクティブ・ラーニング環境整備等の経費に充てた。

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源	施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源	施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
小規模改修	総額 150	国立大学財務・経営センター施設費交付金 (150)	・講堂耐震改修 ・屋内運動場等耐震改修 ・小規模改修	総額 86	施設整備費補助金 (50) 施設整備費補助金 (11) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (25)	・講堂耐震改修 ・屋内運動場等耐震改修 ・小規模改修	総額 89	施設整備費補助金 (50) 施設整備費補助金 (11) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (28)
<p>(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。</p>			<p>注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。</p>					

○ 計画の実施状況等

【講堂耐震改修】

【西城(附小中)屋内運動場等耐震改修】

平成27年度国立大学法人等施設整備実施事業<当初予算(一般会計・東日本大震災復興特別会計)>として交付を受け、次の改修工事等を行った。

(予算額:61 百万円)

- ・講堂等天井部耐震改修工事
- ・講堂等天井部耐震改修電気設備工事

【小規模改修】

年度計画に基づき実施したもの(28 百万円)

老朽化や機能劣化に伴う施設整備の更新及び改善整備を計画し、次の改修を行った。なお、改修計画の要求に基づき、配分額の増となった。

- ・附属中学校校舎屋上防水改修他工事

Ⅶ その他	2 人事に関する計画
-------	------------

中期計画	年度計画	実績
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学教員については、本学の特性を踏まえ、学校教育現場における教職経験者の採用を積極的に進める。また、若手研究者に対する支援策を講じ、育成を図る。 ・ 事務系職員の資質・能力の向上と組織の活性化を図るため、専門的知識の取得や大学運営上有意義な各種研修へ積極的に参加させるとともに、他機関との人事交流を行う。 ・ 限られた人的資源を最大限活用するため、適切な人材評価を実施し、使命達成意欲の向上を図り、組織の活性化に資する。 ・ 男女共同参画を推進する観点から、女性教職員が活躍できる環境づくりを推進する。 <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 16,624百万円(退職手当は除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 大学教員については、3割以上を教職経験者とする。また、人材評価を実施し、教員の研究活動等を支援する。 ② 若手研究者の育成奨励策として、若手教員が行う研究に対し10件以上の助成をする。 ③ 事務系職員の資質・能力の向上と組織の活性化を図るため、研修計画に基づき、事務系職員の2割以上(延べ受講者数/事務系職員数)を計画的に受講させるとともに、他の国立大学法人等との人事交流を、引き続き実施する。 ④ 教職員に対し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を実施する。 <p>(参考1) 平成27年度の常勤職員数 287人 また、任期付き職員数の見込みを7人とする。</p> <p>(参考2) 平成27年度の人件費総額見込み 2,718百万円(退職手当は除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①について 平成27年4月に、教職経験者8人を採用配置し、教員総数156人中73人(46.8%)が教職経験者となった。(※平成27年5月1日現在) 大学教員業務登録システムに登録された活動状況を基に、人材評価を行った。また、人材評価結果は、平成28年度サバティカル制度利用者の選考の参考とした。 ②について 若手教員が行う研究に対し、次のとおり助成した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学内研究プロジェクトにおいて、若手研究の区分で10件を採択 ・ 科学研究費助成事業採択者のうち、若手研究等採択者14人に対し、研究費追加配分を実施 ・ 科学研究費助成事業不採択者のうち、若手研究不採択者への支援を14件実施 ・ 若手研究者2人に対し、国際学会参加への旅費支援 ③について 「平成27年度事務系職員研修計画」を作成し、事務系職員100人(平成27年5月1日現在)のうち、延べ52人(52.0%)に研修を受講させた。組織の活性化、人材育成、職員のキャリアアップ等のため、文部科学省関係機関と人事交流を実施した。 ④について 「出産・育児及び介護に関する休暇、休業、給付等の制度の概要」のパフレットの配付、他機関の男女共同参画推進に係るニュースやイベントの周知などによる広報・啓発活動を実施した。

○ 別表1 (学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員 (a) (人)	収容数 (b) (人)	定員充足率 (b)/(a)×100 (%)
学校教育学部 初等教育教員養成課程	640	683	106.7
学士課程 計	640	683	106.7
学校教育研究科 学校教育専攻 教科・領域教育専攻	240 260	231 265	96.3 101.9
修士課程 計	500	496	99.2
学校教育研究科 教育実践高度化専攻	100	107	107.0
専門職学位課程 計	100	107	107.0
附属幼稚園	80	46	57.5
附属小学校	440	431	98.0
附属中学校	360	364	101.1

○ 計画の実施状況等

附属学校では、3校合同パンフレット及び新聞折込チラシの作成・配布や、地元の新聞社及びテレビ局への広告及びCM放送を実施し、入学者の確保に努めている。

附属幼稚園においては、前述の広報活動のほか、地域の未就園児や幼児を対象とした年6日の園開放デー（平成27年度6回実施）や毎週木曜日の園庭開放（平成27年度31回実施）を実施するとともに、活動状況等についてほぼ毎日Facebookを更新してきた。平成27年度は、附属幼稚園のホームページをより分かりやすく見やすくなるようリニューアルして積極的に情報発信を行い、園のPRに努めた。

また、欠員補充に伴う入園志願者の選考についても随時実施できるようにし、5歳児クラスへの入園も条件により認めるようにしてきた。

附属幼稚園の定員未充足の要因として、核家族化の進行や両親共働き世帯の増加により、延長保育制度や送迎バス、完全給食がある私立幼稚園や保育園を選択する保護者が多いことが考えられる。このため、平成25年度に、教育時間の終了後も引き続き幼稚園で園児を預かる「預かり保育」の導入について検討を行い、平成26、27年度の試行実施を経て、平成28年度から本格導入することとした。その結果、平成28年度は3歳児クラスで定員を満了したほか、4歳児クラスに3人、5歳児クラスに4人が入園し、園児数は57人に増加している。

附属幼稚園の教育や環境については、保護者等から非常に好感を持って理解をいただいております。PTA活動においても協力を惜しまない体制が整っている。附属幼稚園では、今後も更なるPRとともに、定員充足に向けた協議を継続していく。

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成22年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
学校教育学部	640	683	0	0	0	0	2	7	6	675	105.5%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
学校教育研究科	600	685	25	1	0	2	14	20	19	649	108.2%

(平成23年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
学校教育学部	640	683	0	0	0	0	3	4	3	677	105.8%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
学校教育研究科	600	712	23	1	0	2	12	15	14	683	113.8%

(平成24年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留學生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
学校教育学部	640	686	0	0	0	0	5	8	8	673	105.2%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
学校教育研究科	600	712	19	0	0	4	18	17	16	674	112.3%

(平成25年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留學生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
学校教育学部	640	685	0	0	0	0	2	4	4	679	106.1%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
学校教育研究科	600	712	15	0	0	4	18	27	26	664	110.7%

(平成26年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
学校教育学部	640	683	0	0	0	0	2	8	7	674	105.3%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
学校教育研究科	600	632	9	1	0	3	10	22	20	598	99.7%

(平成27年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
学校教育学部	640	683	0	0	0	0	3	9	9	671	104.8%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
学校教育研究科	600	603	11	1	0	3	8	12	11	580	96.7%